

つくばみらい市 いきいきハートプラン

(障がい者計画及び第3期障がい福祉計画)

【案】

平成24年1月

つくばみらい市

■「障害者」の「害」表記等について

本計画においては、心のバリアフリーを推進するために、「障害者」などの「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記しました。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞については変更せずに、引き続き「害」の字を使っています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

表記の基本的な考え方は、以下のとおりです。

- 障害→障がい
- 障害者→障がいのある人、あるいは障がい者（3障がいを総称する時に使う）
とします。（文章のつながりの中で使い分けます）
- 身体障害者→身体障がい者（3障がいの中で特定する時に使う）
- 知的障害者→知的障がい者（3障がいの中で特定する時に使う）
- 精神障害者→精神障がい者（3障がいの中で特定する時に使う）

目次

◇序章◇ 総論

第1節 計画策定の考え方	1
1 計画の趣旨と背景	1
2 計画の期間	1
3 計画の性格と位置づけ	2
4 法律等の改正に伴う計画内容への対応	3
5 計画の策定体制	4
6 計画の推進体制	6
7 本計画における「障がい者」について	8
第2節 障がいのある人を取りまく状況	9
1 人口の推移	9
2 障がいのある人の状況	10
3 障害程度区分別の認定者数	14
4 難病患者等の状況	15
5 教育の状況	16
6 就業の状況	18
7 住まいの状況	19
8 日中の過ごし方	20
9 社会参加の状況	21
10 将来の生活の不安	22
11 安心できる地域社会	24
12 障がい者が望む施策	25

◇第1章◇ 障がい者計画

基本方針	27
1 基本理念	27
2 施策の体系	28
第1節 共に支えあう「心」づくり	29
1 啓発・広報の推進	29
2 情報・コミュニケーションの充実	31
3 社会参加の促進	33
第2節 自立する「自分」づくり	35
1 雇用・就労支援対策の推進	35
2 保育・教育環境の充実	40
3 保健・医療サービスの充実	43

第3節	自分らしい「生活」づくり	45
1	地域生活の支援	45
2	相談対応体制の充実	50
第4節	暮らしやすい「環境」づくり	54
1	地域環境の整備	54
2	安心・安全対策の推進	56
◇第2章◇ 障がい福祉計画		
第1節	基本目標	59
1	基本的な視点	59
2	平成26年度における数値目標	60
第2節	障害福祉サービスの実績と見込み量	63
1	自立支援給付の実績	63
2	自立支援給付の見込み量	65
第3節	地域生活支援事業の実績と見込み量	66
1	地域生活支援事業の実績	66
2	地域生活支援事業の見込み量	67
第4節	障害福祉サービスの内容	68
1	介護給付（介護が必要な方へのサービス）	69
2	訓練等給付（訓練が必要な方へのサービス）	77
3	相談支援（サービス利用計画の作成）	85
第5節	地域生活支援事業の内容	86
1	相談支援事業	86
2	成年後見制度利用支援事業	87
3	コミュニケーション支援事業	87
4	日常生活用具給付事業	87
5	移動支援事業	88
6	地域活動支援センター	88
7	その他の事業	89
第6節	サービス見込量を確保するための方策	90
1	自立支援給付の確保方策	90
2	地域生活支援事業の確保方策	91
◇資料編◇		
		93

◇序章◇ 総論

(序章裏)

第1節 計画策定の考え方

1 計画の趣旨と背景

- 本市では、平成19年3月に障害者計画及び障害福祉計画を一体とした「つくばみらい市いきいきハートプラン」を策定し、障がい者等に関連する施策・事業の推進を進めてきました。平成21年3月には障害者自立支援法に基づく障害福祉計画の見直しを行い、障害福祉サービスの確保・充実に努めてきたところです。
- この間、本市ではつくばエクスプレスの沿線開発等に伴って、新たな転入者が急速に増加している地域があるなど、地域環境は大きく変化してきています。
- このような背景がある中、平成23年度までを計画期間とする「つくばみらい市いきいきハートプラン」が改定時期を迎えているため、これまで行ってきた障がい者施策の進捗状況並びに福祉サービス動向等を踏まえて、新たな計画を策定するものです。

2 計画の期間

- 「障がい者計画」は、平成24年度から28年度までの5か年とします。
- 「障がい福祉計画」は、平成24年度から26年度までの計画とします。
なお、「(仮称)障害者総合福祉法」の制定など社会情勢の変化に伴って、適切に計画を見直すものとします。

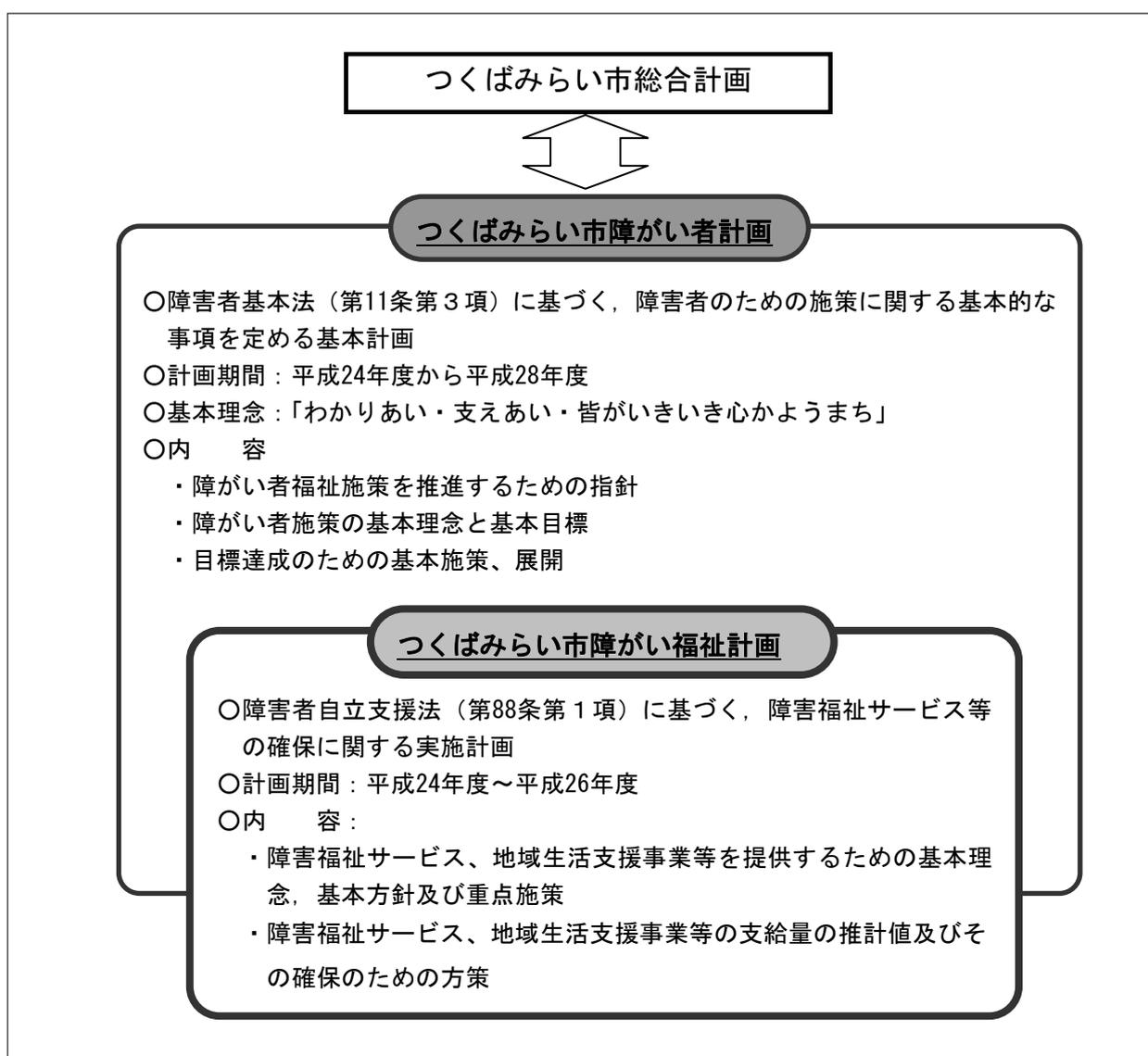
■計画の期間

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
障害者 基本法	つくばみらい市障がい者計画 (平成24~28年度)				
障害者 自立支援法	第3期 つくばみらい市障がい福祉計画 (平成24~26年度)				

3 計画の性格と位置づけ

- 「障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく計画として、誰もが暮らしやすい地域づくりを計画的に進めていくために策定するものです。
- 「障がい福祉計画」は、障害者自立支援法第88条に基づく市町村障がい福祉計画として、法に定める障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関して、必要なサービスの見込みとその確保方策について定めるものです。
- 「障がい者計画」及び「障がい福祉計画」は相互に調和を図りつつ、市政の基本指針となる「つくばみらい市総合計画」の部門計画として策定するものです。

■ 計画の性格



4 法律等の改正に伴う計画内容への対応

- 本計画は、「障害者自立支援等の一部を改正する法律」（平成22年）や「障害者基本法の一部を改正する法律」（平成23年）、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年）などに対応して策定します。
- 具体的には、国が平成23年10月に示した「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下指針)」の改正案に基づいて、内容を構成しています。
- 国では平成25年に向け「障害者総合福祉法(仮称)」の策定を進めており、障がい者福祉計画の根拠法である「障害者自立支援法」が大きく変わることが予想されます。また、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて、法律や制度の見直しが進められています。
- 以上のことから本計画の内容について、今後、大きな変更を求められることも考えられます。法律や制度、施策の見直しに的確に対応し計画を推進することとします。

■ 法律等の改正に伴う主な内容について

項目	内容
「障害者自立支援法等の一部を改正する法律」	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援の充実 ○障がいのある児童への支援の充実 ○地域における自立した生活のための支援の充実 ○自立支援協議会役割の強化 など
「障害者基本法の一部を改正する法律」	<ul style="list-style-type: none"> ○基本理念の明確化 ○障がい等の定義の明確化(発達障がいの明記) ○障がい児の教育について ○情報の利用等に関するバリアフリー化 ○防災及び防犯 ○消費者としての障がい者保護 ○選挙等における配慮 など
「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村障がい者虐待防止センター設置 など

5 計画の策定体制

(1) つくばみらい市地域自立支援協議会

○障がい者関係団体や各種関係団体の代表、保健・医療・福祉関係者や学識経験者で構成される「つくばみらい市地域自立支援協議会」において、計画内容の協議を行いました。

(2) 障がい福祉に関するアンケート

- 障害者手帳所持者を対象に、障がい福祉に関する要望等を把握するアンケート調査を実施しました。
- 20歳以上の一般市民を対象に、障がい福祉に対する理解等を把握するアンケート調査を実施しました。

■調査の概要

調査名	調査対象	調査対象者	有効回答数
①障がい者アンケート			
1 身体障がい者	身体障害者手帳所持者	1,285人	749人 (58.3%)
2 知的障がい者	療育手帳所持者	149人	79人 (53.0%)
3 精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳所持者	184人	125人 (67.9%)
	合計	1,594人	884人 (55.5%)
②一般市民アンケート	市内在住の20歳以上の市民 800人。(無作為抽出)	800人	323人 (40.4%)

注) 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のそれぞれの計は、重複障がい者を含む。

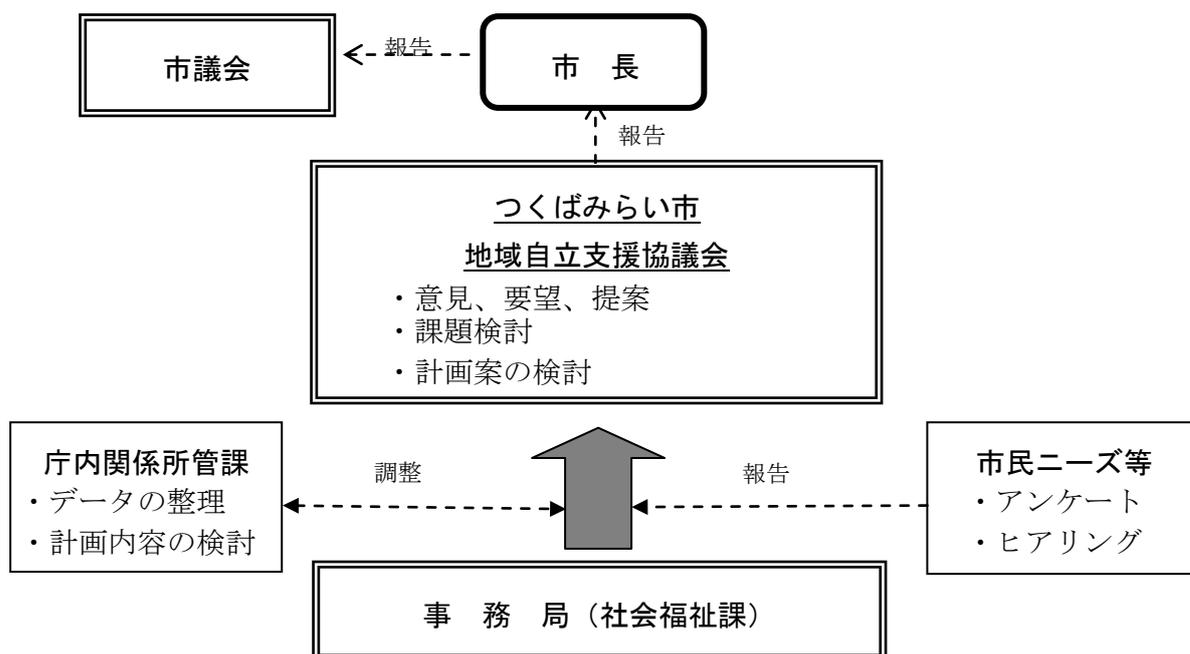
①障がい者アンケートの有効回答者数の合計は、障がい種別無記入者12人を含む。

●調査期間：平成23年7月12日から平成23年7月29日まで。

(3) 推進状況の把握（庁内関係所管課等）

- 福祉の担い手となる障害福祉サービス提供事業者の取り組みや意向を把握しました。
- 行政の庁内の関係所管課において、各分野の進捗状況並びに計画内容の調整と検討を行いました。

■ 計画策定体制

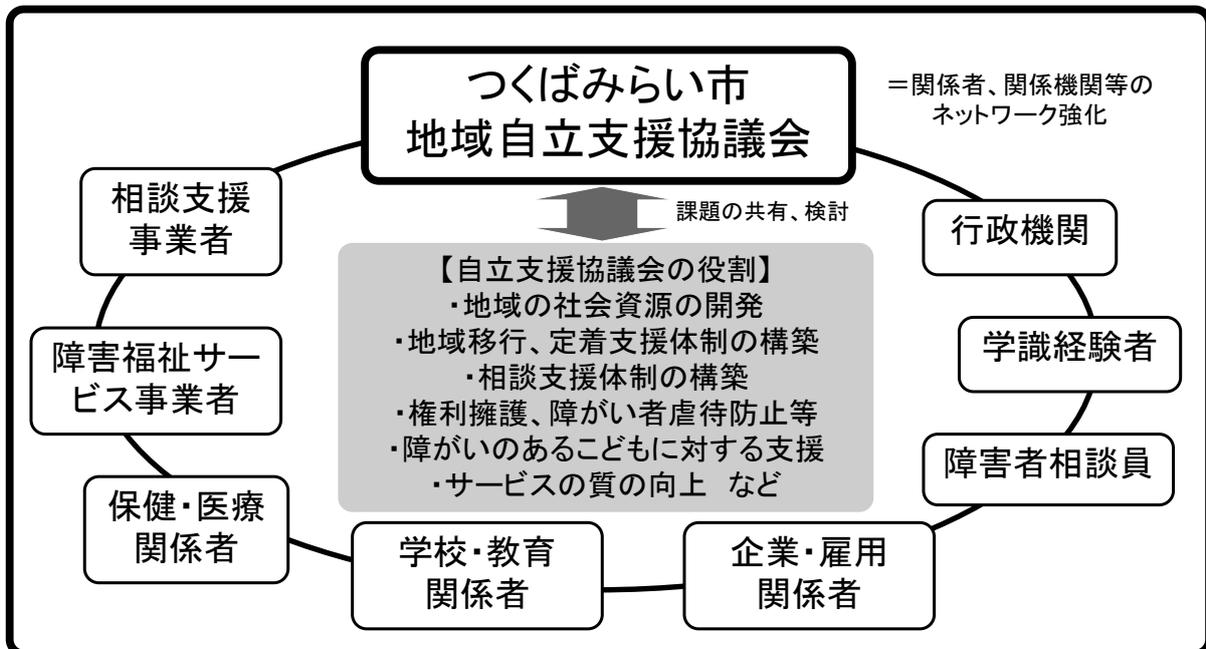


6 計画の推進体制

(1) つくばみらい市地域自立支援協議会を核とした計画の推進

- 本計画の推進にあたっては、さまざまな社会資源を有効に活用することが重要です。そのために、県、医療機関、企業、教育機関など関係機関が情報を交換し、連携を強化する必要があります。
- 市では、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係者等からなる「つくばみらい市地域自立支援協議会」を立ち上げ、障がいのある人の福祉増進に努めています。
- 地域自立支援協議会は、今後、地域の障害福祉サービス全体の調整・連携の核として、市の実情に応じた体制整備の方向性を検討する中心的な役割を担います。
- 市に設置することが望まれている「基幹相談支援センター」と連携し、市の相談支援体制のあり方について検討を進めます。
- 障がい者の虐待防止については、地域自立支援協議会が中心となって虐待防止のネットワークを構築していきます。

■ 地域自立支援協議会の役割



(2) 福祉サービス・制度の情報提供

- 今後、国では障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえ、障がい者に係る制度の改正等が行われる見込みです。本計画の内容をはじめとして新たな障がい福祉制度の普及・啓発、情報の提供を適宜行っていきます。

(3) 福祉人材の確保

- 障害福祉サービスの普及とともに、サービス利用者も増加しています。今後も、障がいのある人が必要なサービスを受けて地域生活等を継続していくためには、障害福祉サービス提供事業者の確保とともに本人の身体状況やニーズに応じたサービスを提供することが大切です。
- 本人や家族からの相談に適切に対応し、きめ細かな相談体制・調整等が行える専門的なコーディネーター等の福祉人材の確保に努めます。
- 新たに指定障害福祉サービスとして創設された地域移行支援や地域定着支援は、障がい者が地域で自立して生活するうえで重要な役割があります。これらの、サービスの担い手を確保育成するため、地域の相談支援事業者と連携を強化していきます。

7 本計画における「障がい者」について

- 本計画における「障がい者」については、障害者基本法における「身体障害、知的障害又は精神障害（発達障害含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」という考えを基本とします。
- また、高次脳機能障がいも精神障がいに含まれることとされ、支援の対象となっています。

■発達障害（発達障害者支援法 第2条）

- 1 「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢で発現するものとして政令に定めるものをいう。
- 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

■高次脳機能障害（ご存知ですか？高次脳機能障害 茨城県作成パンフレットから）

交通事故による外傷性脳損傷や脳卒中による脳血管疾患などの後遺症として、記憶や感情など、いわゆる「高次」の脳の機能が損なわれる障害である。現在のところ、まだまだ社会的認知度が低い障害であるため、身体障害を伴わない場合など、周囲から障害であることを理解してもらえず、誤解を受けることも少なくない。

第2節 障がいのある人を取りまく状況

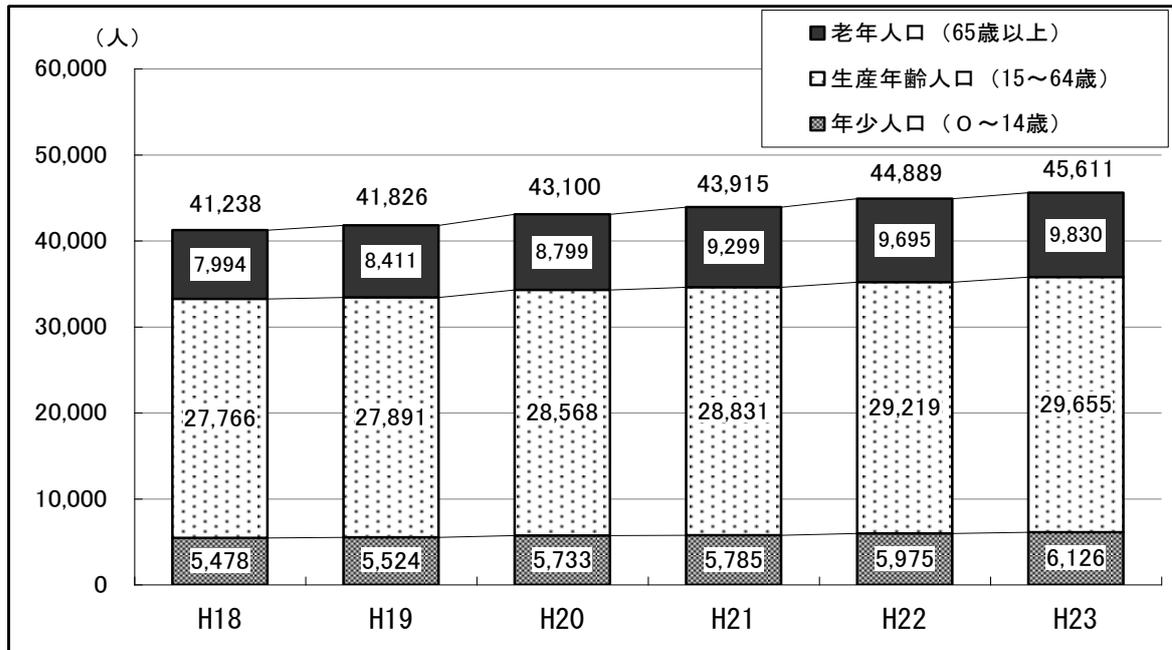
1 人口の推移

○本市の総人口は、近年増加傾向が続いており、平成23年4月1日現在45,611人で、平成18年と比較して4,373人増加しています。

○年齢別構成比の推移をみると、高齢者人口の構成比は平成18年の19.4%から平成23年に21.6%と2.2%増加しました。年少人口は、平成18年の13.3%から平成23年の13.4%とほぼ横ばいで推移しています。つくばエクスプレスの沿線開発に伴い、子育て世代を中心とした人口が転入していることがうかがわれます。

■人口の推移

(単位：人)



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢別構成比の推移

<上段：人 下段：割合>

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
総人口	41,238	41,826	43,100	43,915	44,889	45,611
年少人口 (0~14歳)	5,478 13.3%	5,524 13.2%	5,733 13.3%	5,785 13.2%	5,975 13.3%	6,126 13.4%
生産年齢人口 (15~64歳)	27,766 67.3%	27,891 66.7%	28,568 66.3%	28,831 65.7%	29,219 65.1%	29,655 65.0%
高齢者人口 (65歳以上)	7,994 19.4%	8,411 20.1%	8,799 20.4%	9,299 21.2%	9,695 21.6%	9,830 21.6%

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

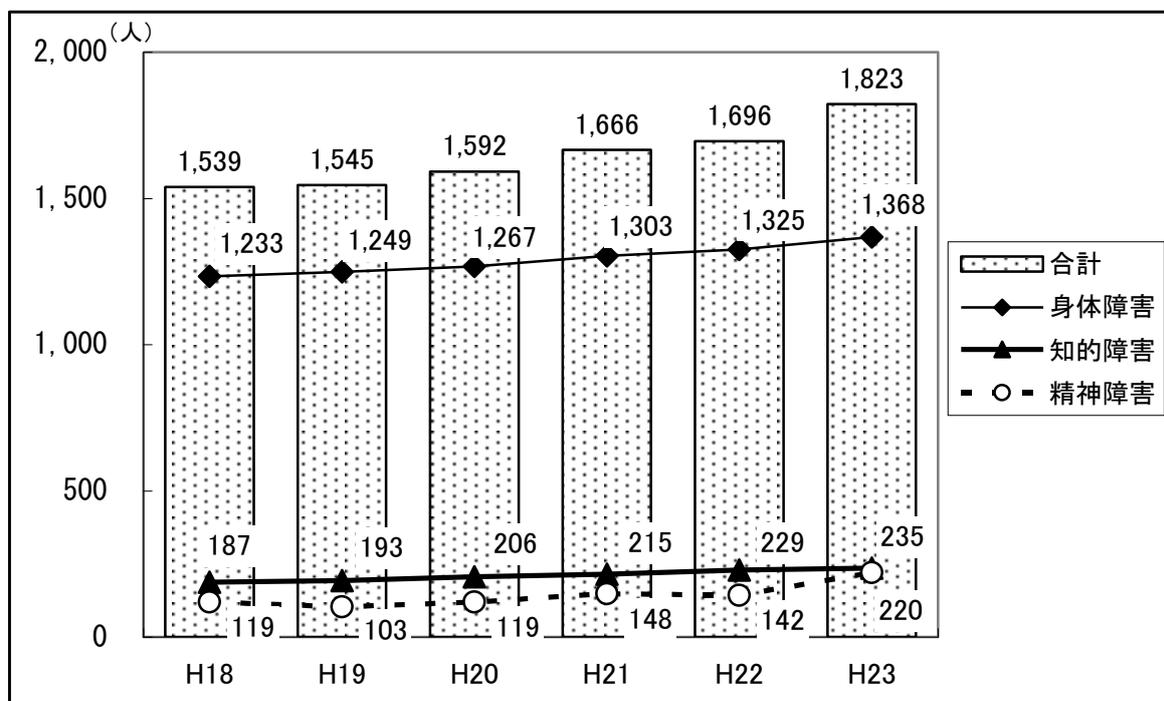
2 障がいのある人の状況

(1) 障害者手帳所持者の推移

- 本市の障害者手帳の所持者は、平成23年4月1日現在1,823人で、手帳所持者の割合は総人口の4.0%となっています。
- 障害者手帳所持者数は、近年、「身体障がい」「知的障がい」「精神障がい」のすべての障がい種別において増加しています。
- 特に、「精神障がい」は平成18年の119人から、平成23年には220人と大きく増加しています。

■障害者手帳所持者の推移

(単位：人)



資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

注) 障害者手帳：身体障がいのある人は「身体障害者手帳」、知的障がいのある人は「療育手帳」、精神障がいのある人は「精神障害者保健福祉手帳」がそれぞれ交付されます。

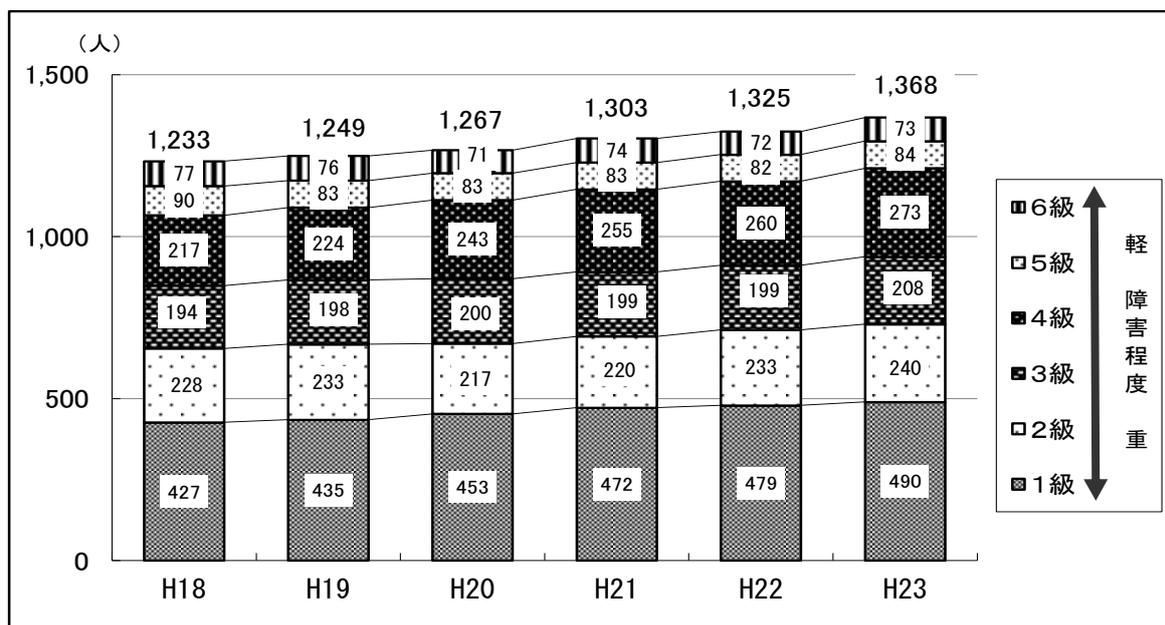
■総人口に対する障害者手帳所持者の割合

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
総人口に対する割合	3.7%	3.7%	3.7%	3.8%	3.8%	4.0%

(2) 身体障がいのある人の状況

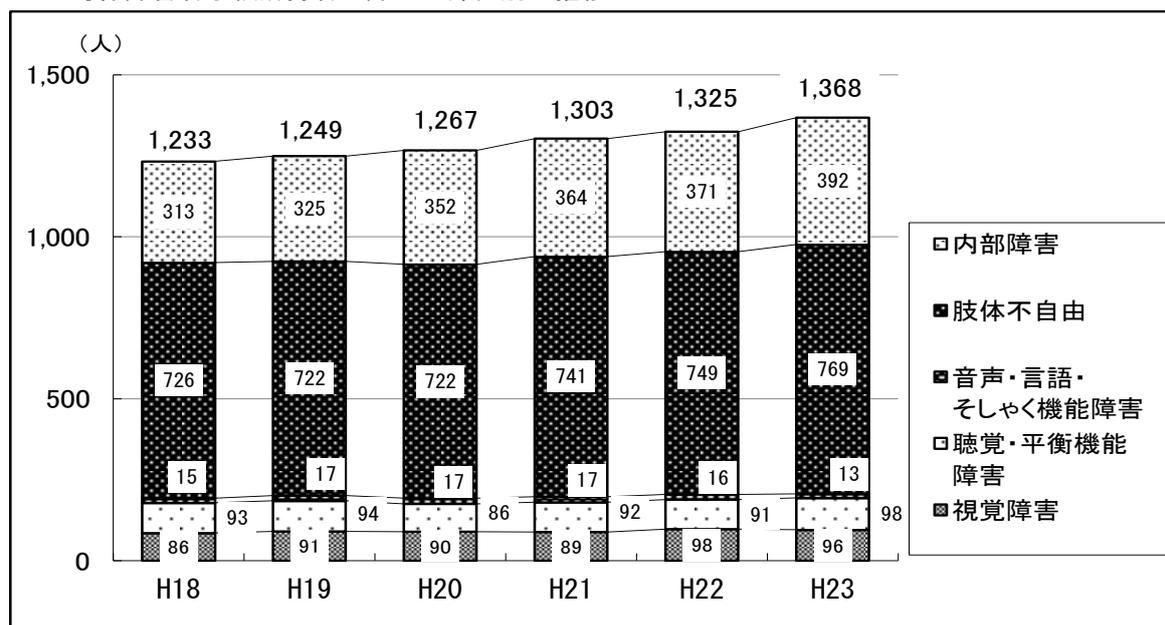
- 身体障害者手帳所持者の推移をみると、平成18年の1,233人から平成23年の1,368人へと増加しています。
- 障がいの等級別では、平成23年では1級が490人で最も多く、障がいの重度化傾向が続いています。
- 障がい部位をみると、平成23年では肢体不自由が769人と最も多くなっています。近年では内部障がいも増えています。

■身体障害者手帳所持者の等級別の推移



資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

■身体障害者手帳所持者の障がい部位別の推移

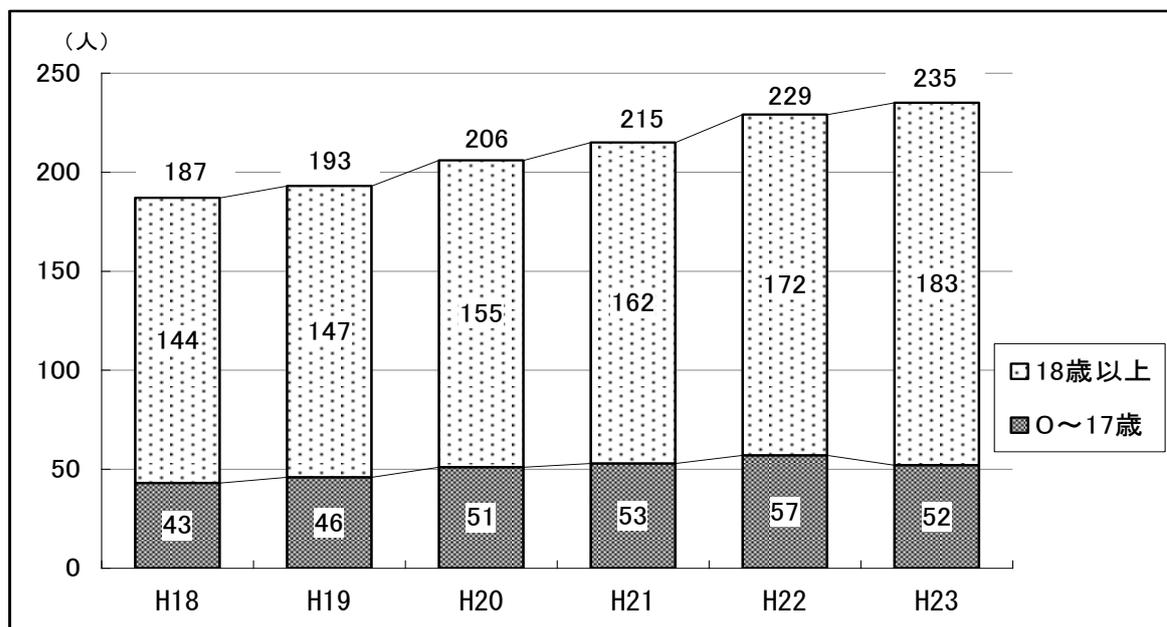


資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

(3) 知的障がいのある人の状況

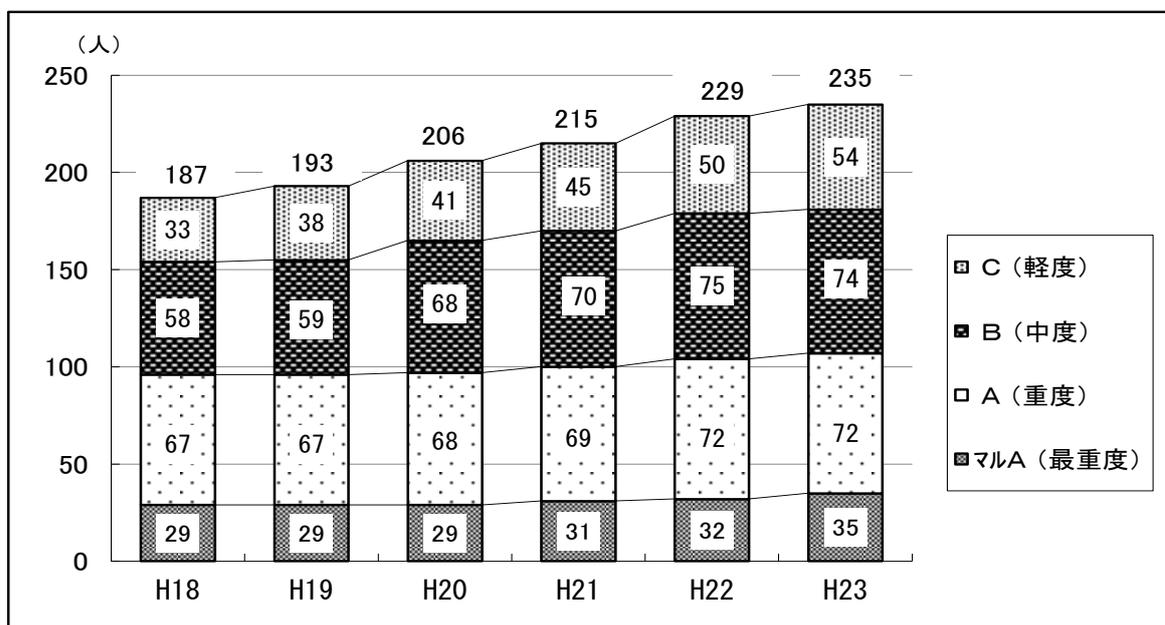
- 療育手帳所持者の推移をみると、平成18年の187人から平成23年の235人へと増加しています。
- 年齢別にみると、平成23年では18歳以上が183人、0～17歳は52人となっています。
- 障がいの判定別では、平成23年ではB判定（中度）が74人と最も多く、次いでA判定（重度）が72人となっています。

■療育手帳所持者数の推移（年齢区分別）



資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

■判定別・療育手帳所持者数の推移

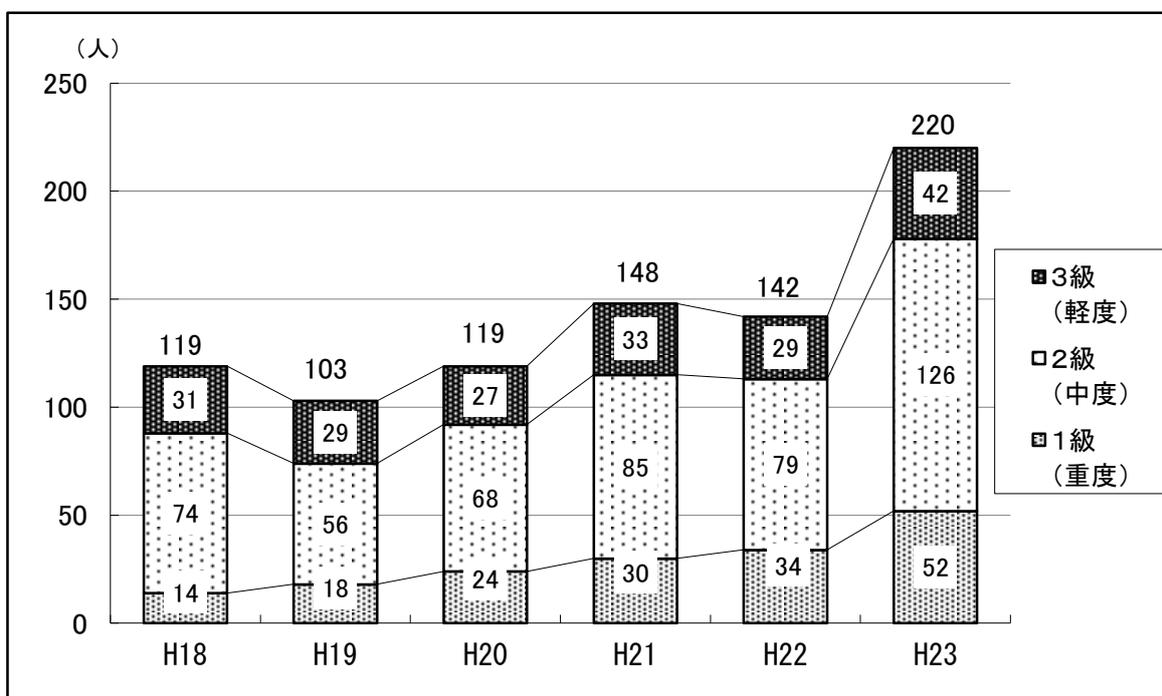


資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

- 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移は、平成18年の119人から平成23年4月1日現在220人と増加しており、特にここ1年間で増えています。
- 程度別では平成23年で2級(中度)が126人と多くなっています。
- 自立支援医療(精神通院)を受けている人は、平成23年4月1日現在422人で増加傾向です。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(障害程度別)



資料：社会福祉課(4月1日現在)

■自立支援医療(精神通院)患者数の推移

(単位：人)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
自立支援医療(精神通院) 公費負担患者数	311	326	323	333	364	422

資料：社会福祉課(4月1日現在)

3 障害程度区分別の認定者数

- 障害者自立支援法では障害福祉サービスの支給決定にあたって、様々な状態の障がい者（児）が支援の必要度に応じて公平にサービスを受けられるよう、障がいの程度に関する尺度として、「障害程度区分」の制度が導入されました。
- 障害程度区分別の認定者数は、140人（平成23年11月末現在）となっています。区分別では、区分4が30人と最も多く、次いで区分5が27人、区分6と区分2が26人、区分3が24人、区分1が7人となっています。
- 障がい種別は、総数140人のうち、身体障がい者が31人、知的障がい者が71人、精神障がい者が29人、身体知的の重複が6人、身体精神の重複が2人、知的精神の重複が1人となっています。

■ 障害程度区分別認定者数（平成23年11月末現在）

（単位：人）

		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	身体+知的	身体+精神	知的+精神	総数
軽度	非該当	0	0	0	0	0	0	0
	区分1	1	4	2	0	0	0	7
	区分2	4	5	15	1	0	1	26
	区分3	3	13	8	0	0	0	24
	区分4	6	20	3	0	1	0	30
	区分5	8	18	0	1	0	0	27
重度	区分6	9	11	1	4	1	0	26
合計		31	71	29	6	2	1	140

資料：社会福祉課（平成23年11月末現在）

4 難病患者等の状況

- 「難病」とは、原因不明で治療方法が確立されておらず、後遺症を残すなど生活に著しい障がいをもたらす慢性疾患の総称で、厚生労働省は特定疾患として130の難病を指定し、うち56の疾患は医療費の公費負担助成の対象となっています。
- 本市で難病を患っている方は、平成23年4月1日現在で253人です。患者数は増加傾向にあります。
- 特定の慢性疾患を患っている子ども（18歳未満）の医療費を公費負担する小児慢性特定疾患医療受給者数は、平成22年4月1日で30人となっています。（県子ども家庭課調べ）
- 難病であっても、障がいに該当しない人への支援をどのようにすべきかが今後の課題となっています。

■難病患者の状況

（単位：人）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
難病患者医療受給者数	175	184	193	201	237	253

資料：県保健予防課（各年4月1日現在）

注）難病：①原因不明、治療方法が未確立で、後遺症を残す恐れが少ない疾病。または、②経過が慢性的であるため、経済的な負担がかかるだけでなく、介護などに非常に人手がかかるため、家族の負担が重く、また精神的にも負担が重い疾病のこと。

5 教育の状況

(1) 教育の状況

- 市内には小学校が10校、中学校が4校あり、特別支援学級は小学校に10学級、中学校に8学級あります。
- 平成23年度の特別支援学級の児童数は小学校19人、中学校19人の合計38人の児童生徒が通っています。近年の特別支援学級通学人数は横ばい傾向にあります。
- また、市内には県立伊奈養護学校（知的障がい）があります。近年、児童生徒数が増加傾向にあり、普通教室を確保することが難しい状況になってきています。

■特別支援学級等の状況

(単位：学級、人)

区分		年度					
		H18	H19	H20	H21	H22	H23
小学校	学級数	8	9	10	10	10	10
	児童数	23	25	28	28	24	19
中学校	学級数	6	6	6	8	8	8
	生徒数	16	14	12	17	17	19

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

■伊奈養護学校の在籍者数（市外からの通学者を含む）

(単位：人)

区分		年度					
		H18	H19	H20	H21	H22	H23
小学部		61	66	67	76	79	87
中学部		51	62	63	62	59	68
高等部		81	102	108	108	122	113
合計		193	230	238	246	260	268

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

(2) 卒業後の進路の状況

○平成22年度の伊奈養護学校の卒業生の進路は、障害福祉サービス事業所の利用者が26人、就職は10人です。

■伊奈養護学校卒業生の進路

区分	年度	H18	H19	H20	H21	H22
進学		-	1	-	-	-
就職		4	7	6	9	10
職業訓練施設		0	0	0	0	0
障害福祉サービス事業所		5	13	24	29	26
旧法授産施設		5	9	2	1	-
県委託訓練施設		-	-	-	1	-
在宅		-	-	-	-	1
その他		1	-	-	-	-
不明		1	-	-	-	-
合計		16	30	32	40	37

資料：伊奈養護学校

6 就業の状況

- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」によって、従業者が56人以上の民間企業では障がいのある人を1.8%以上、同様に国又は地方公共団体では2.1%以上障がい者を雇用することが義務付けられています。
- 平成22年6月1日現在、ハローワーク常総管内では、この基準を達成しているのは39事業所で達成率は50%となっています。
- 近年、基準を達成している企業数は横ばい傾向にあります。

区分 \ 年度	H18	H19	H20	H21	H22
対象企業数（所）	75	80	79	73	78
法定雇用労働者数（人）	10,661	11,265	11,011	10,081	10,966
雇用障がい者数（※）（人）	134	145	119.5	130.5	137.5
実雇用率	1.26%	1.29%	1.09%	1.29%	1.25%
達成企業数（所）	38	37	35	40	39
達成企業割合	50.7%	46.2%	44.3%	54.8%	50.0%

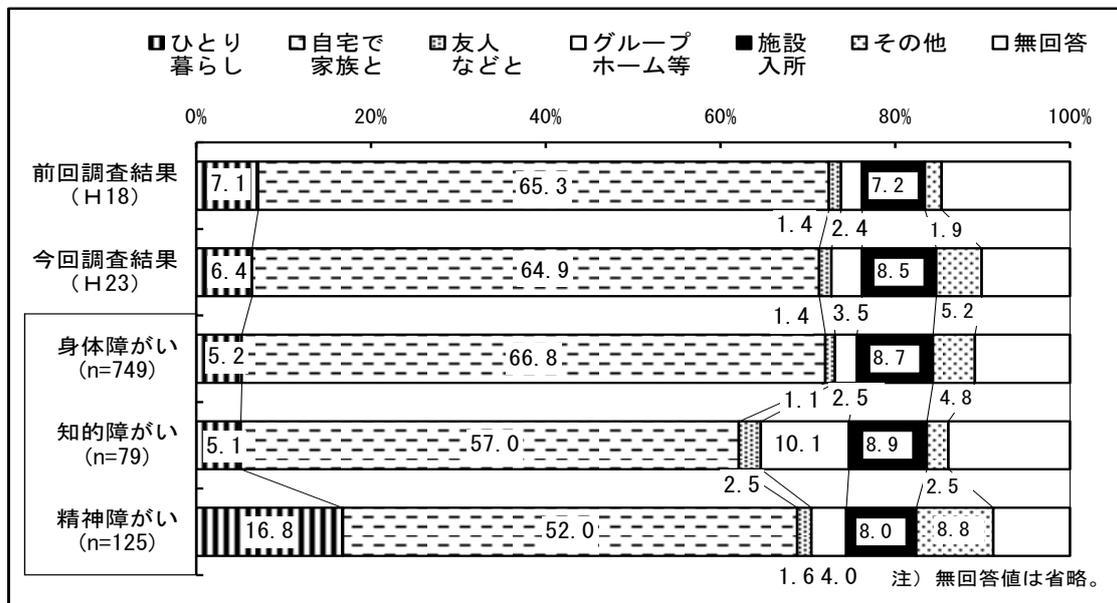
資料：ハローワーク常総（各年6月1日現在）

注）重度身体障がい者及び重度知的障がい者数については、一人の雇用をもって2人を雇用しているものとみなす。

7 住まいの状況

- アンケート結果から障がいのある人の現在の居住形態をみると、全体として、「自宅で家族と同居」している人が多くなっています。その中で、「ひとり暮らし」が6.4%、「施設入所」が、8.5%となっています。
- 将来の生活は、現在と同様に「自宅で家族と同居」することを希望している人が多くなっています。
- 知的障がい者は「グループホーム等」、精神障がい者は「ひとり暮らし」を希望している人が他の障がい者に比べ多くなっています。

▼将来の生活の希望について

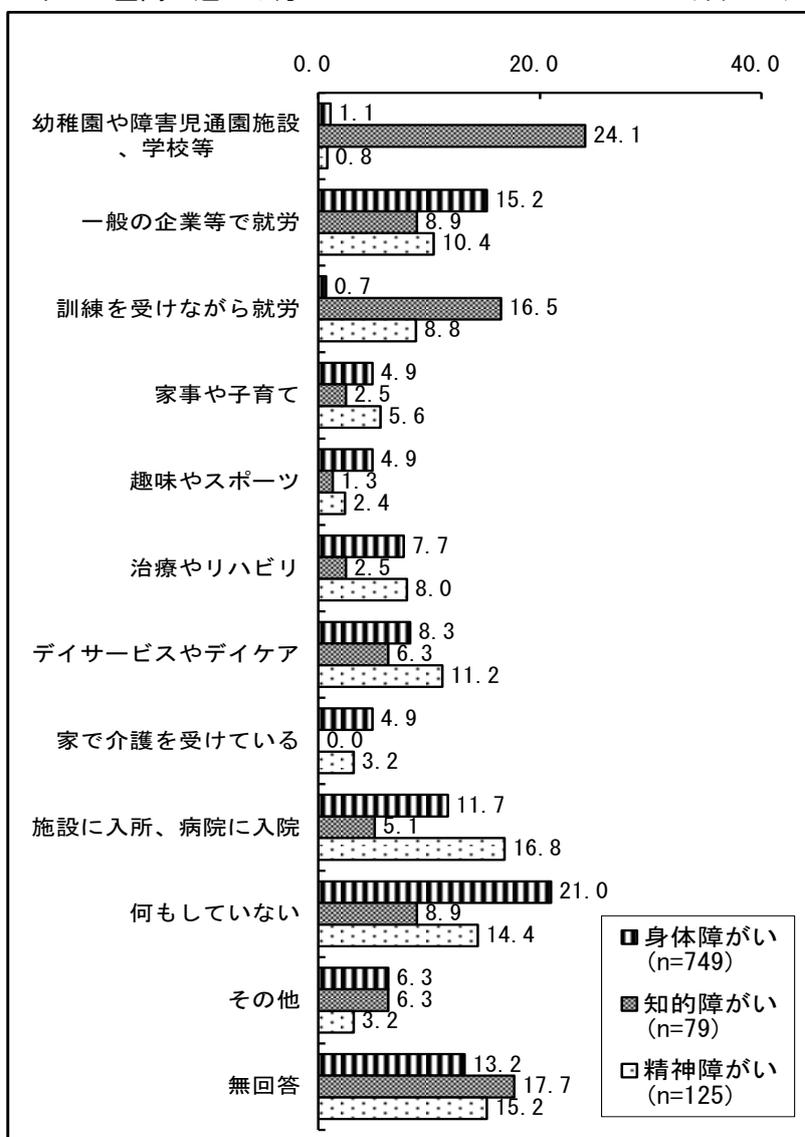


8 日中の過ごし方

- アンケート結果から障がいのある人の日中の過ごし方をみると、身体障がい者は、平日「何もしていない」人が最も多く、次いで「一般の企業等で就労」をしている人が多くなっています。
- 知的障がい者は、「幼稚園や障害児通園施設、学校等」へ通う人が最も多くなっています。
- 精神障がい者は、「施設に入所、病院に入院」をしている人が最も多くなっています。

▼平日の昼間の過ごし方

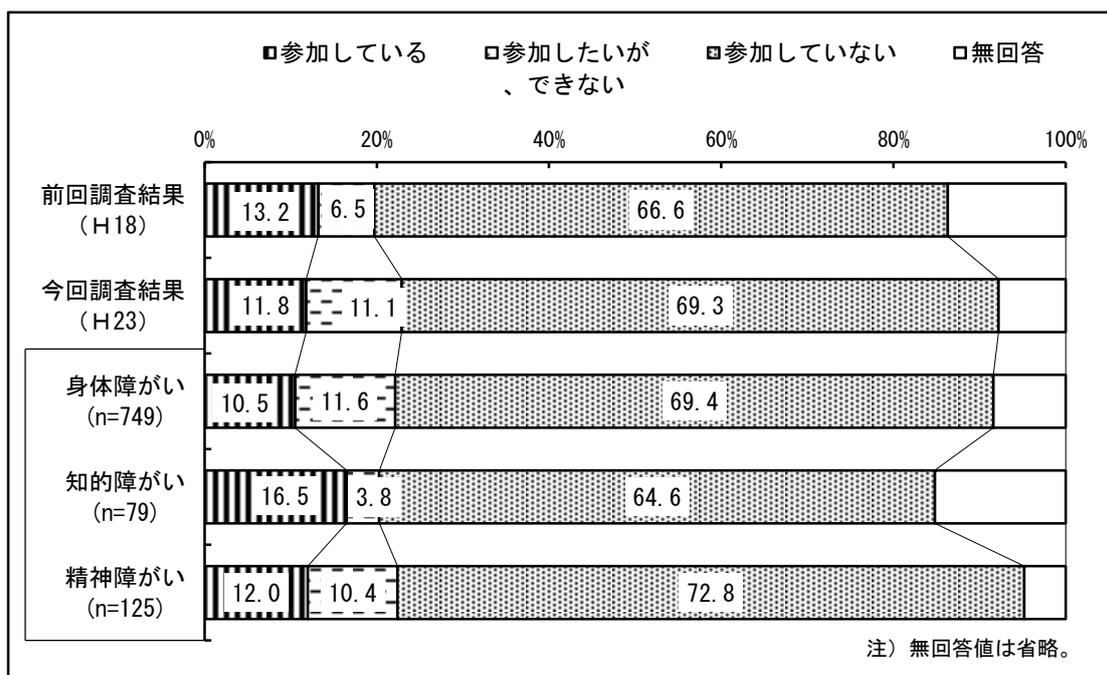
(単位：%)



9 社会参加の状況

- アンケート結果から障がいのある人のスポーツや文化活動についてみると、どの障がい種別においても「参加していない」人の割合が6～7割で最も高くなっています。参加している人の割合はアンケート回答者の1割で、前回調査よりもやや低い結果となっています。
- 「参加したいが、できない」人の割合は11.1%と前回調査より高くなっています。
- アンケート調査の自由記述では、障がいがあってもその人に適した運動など指導してくれる場所や、障がいに対する理解を求める声が多くあげられています。

▼スポーツや文化活動の参加について

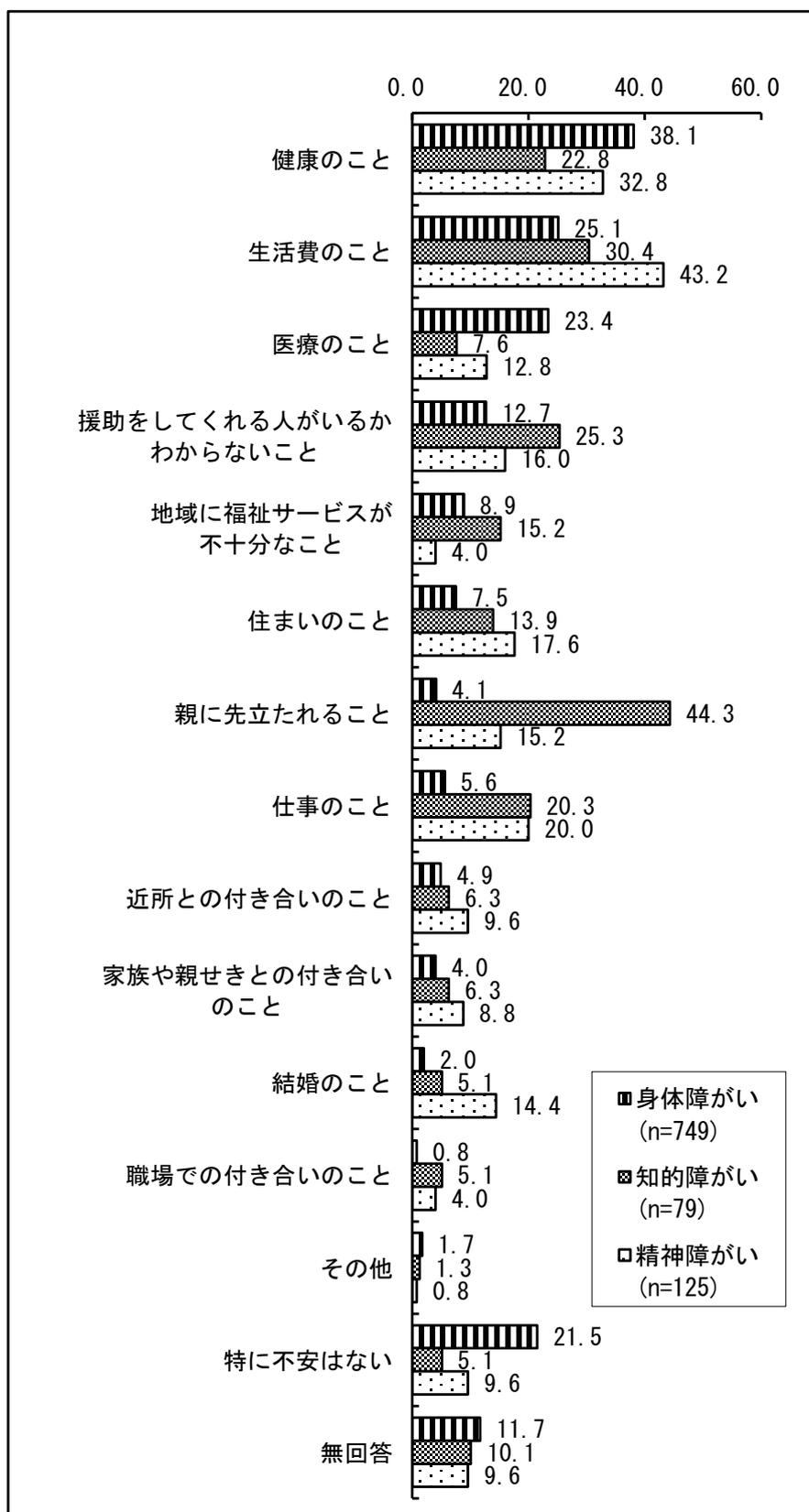


10 将来の生活の不安

- 障がいのある人の将来の生活の不安について、アンケート結果からみると、「健康のこと」、「生活費のこと」、「医療のこと」が多く回答されています。しかし、将来の生活に対する不安は、障がいごとに大きく傾向が異なっています。
- 身体障がい者は「健康や医療面のこと」に関して、不安に感じている人が多くなっています。
- 知的障がい者は、「親に先立たれること」に不安を感じている人が最も多くなっています。
- 精神障がい者は、「生活費のこと」が最も高く、次いで「健康のこと」が多くなっています。
- 障がいによって、将来の生活の不安に違いがみられることから、障がいの特性に応じた支援が必要です。

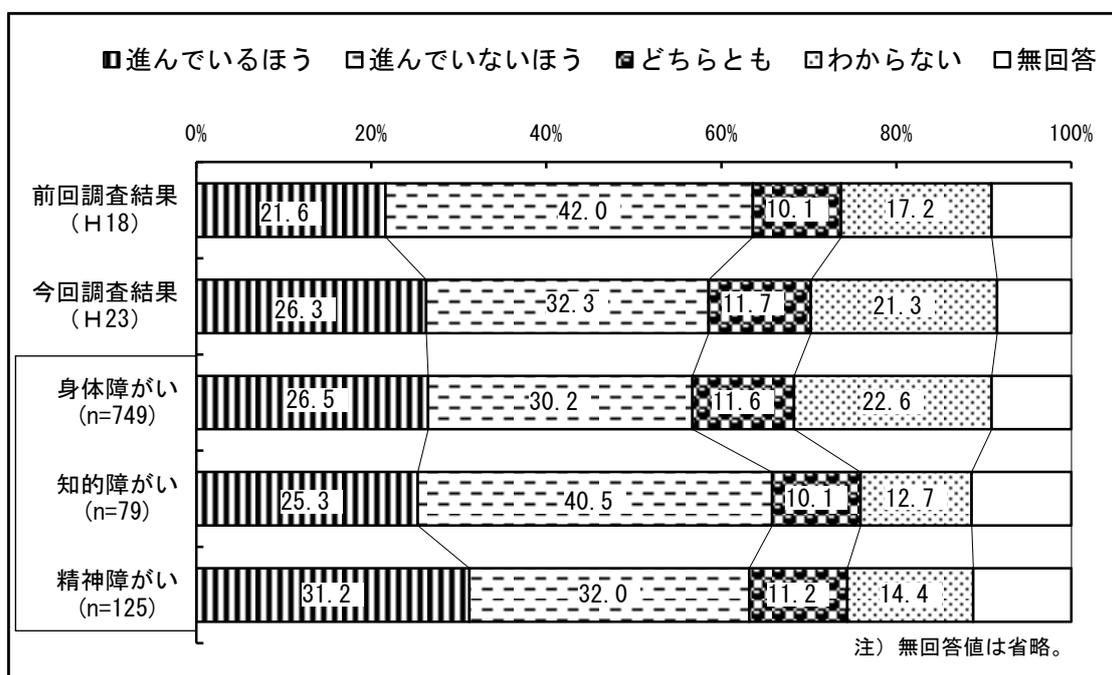
▼将来の生活の不安について

(単位：%)



11 安心できる地域社会

- 現状として、障がいのある人が安心して暮らせる社会づくりが、「進んでいる」と感じている障がい者の割合は26.3%となり、前回のアンケートの21.6%から上昇しました。しかし、依然として「進んでいない」と感じている人が3割以上を占めています。
- 知的障がい者においては、安心して暮らせる社会づくりが「進んでいない」と感じている人の割合が40.5%と特に高くなっています。



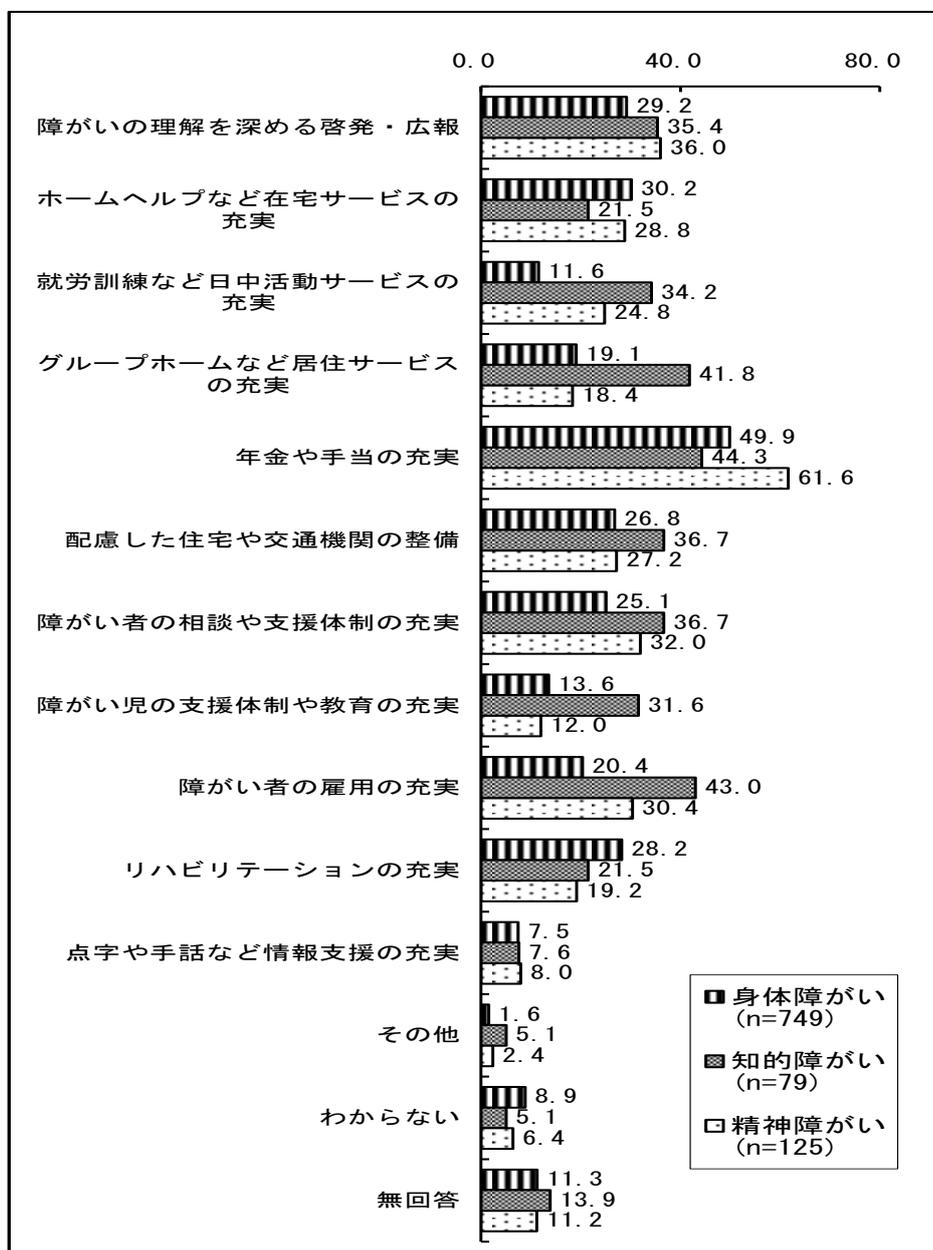
注) “進んでいるほう”は「大いに進んでいる」と「ある程度進んでいる」の合計。
 “進んでいないほう”は「あまり進んでいない」と「進んでいない」の合計。

12 障がい者が望む施策

- 障がいのある人が今後希望する施策についてみると、すべての障がい者で「年金や手当の充実」が最も多くなっています。
- 身体障がい者は「ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実」や「障がいの理解を深める啓発・広報」が多くなっています。
- 知的障がい者は、「障がい者の雇用の充実」や「グループホームなど居宅サービスの充実」などが高くなっています。
- 精神障がい者は、「障がいの理解を深める啓発・広報」や「障がい者の相談や支援体制の充実」などが高くなっています。

▼今後の要望について

(単位:%)



(裏白)

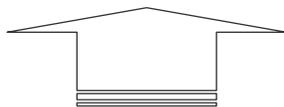
◇第1章◇ 障がい者計画

(第 1 章裏)

1 基本理念

- 本市では、「障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができる地域環境の整備」とともに、市民ぐるみで「共に生きていくための思いやりの心」を育む取り組みを進めてきました。
- 本計画の基本理念は、市総合計画の方向性にも示すとおり、障がいのある人もない人も共に地域社会で暮らす市民の一員として、理解と協力のもとに、皆がいきいきと心かようまちを目指して、地域の一体感を高めていく施策を展開していきます。

**わかりあい・支えあい・皆がいきいき
心かようまち**

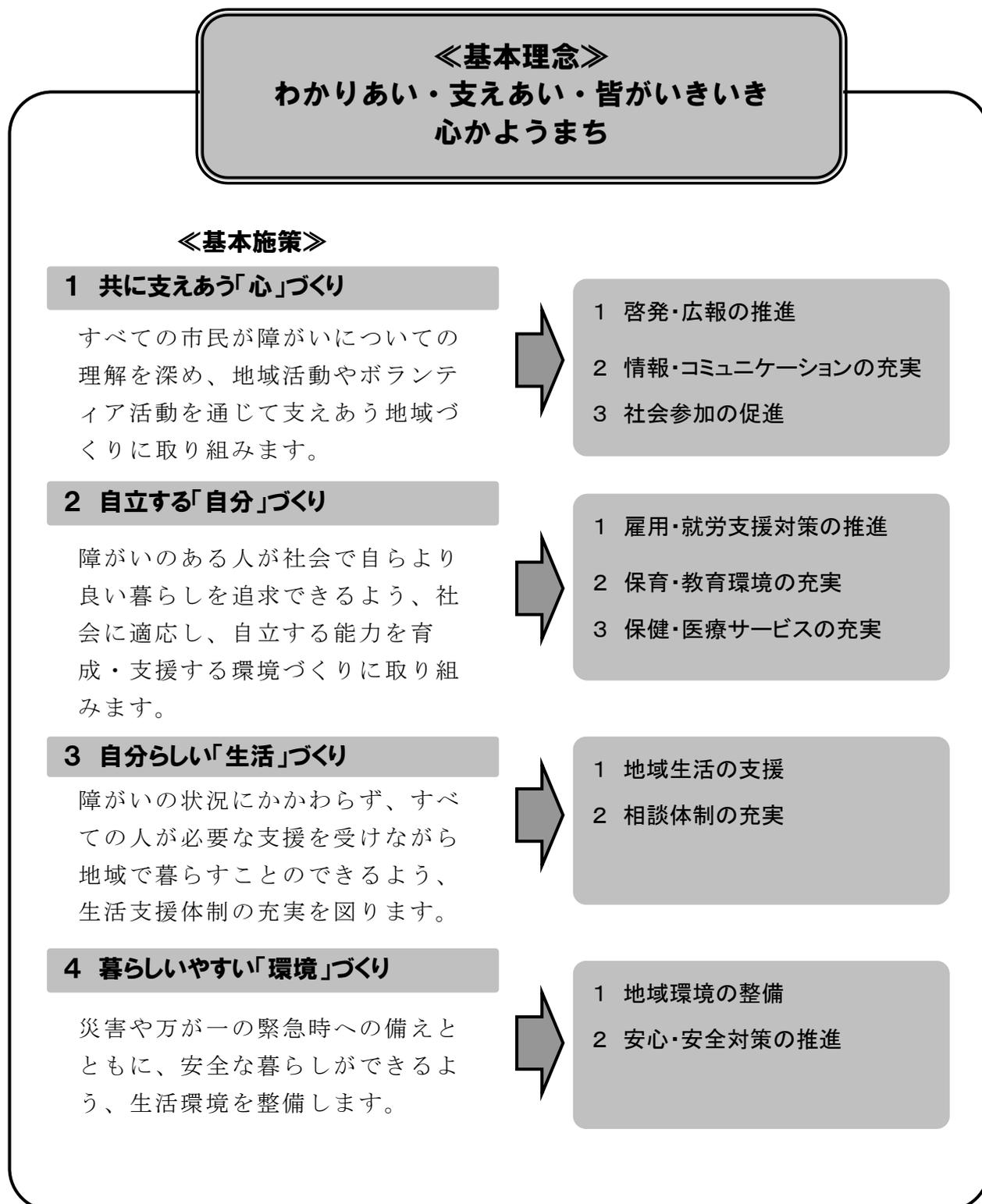


つくばみらい市総合計画【障がい者福祉を推進する方向性】

- 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、関係機関との連携による相談・指導体制の充実を図りながら、在宅福祉の充実を図ります。
- 障がいのある人の生活訓練や療養の拠点となる施設の充実や機能の充実を図ります。
- 地域及びボランティアの理解や支援を得ながら、障がいについての理解を深め、支え合う地域づくりに取り組み、社会参加ができるような環境づくりを進めます。
- 障がいのある人の就労促進を図るため、情報提供を積極的に行うとともに、企業などへ障がい者雇用の啓発に努めます。
- 発達にばらつきや遅れがある幼児とその保護者に対して療育支援を行うことにより、発達障害の早期発見・早期療育に努めます。

2 施策の体系

○今後5年間の取組みとして4つの基本施策と10の推進施策を掲げます。



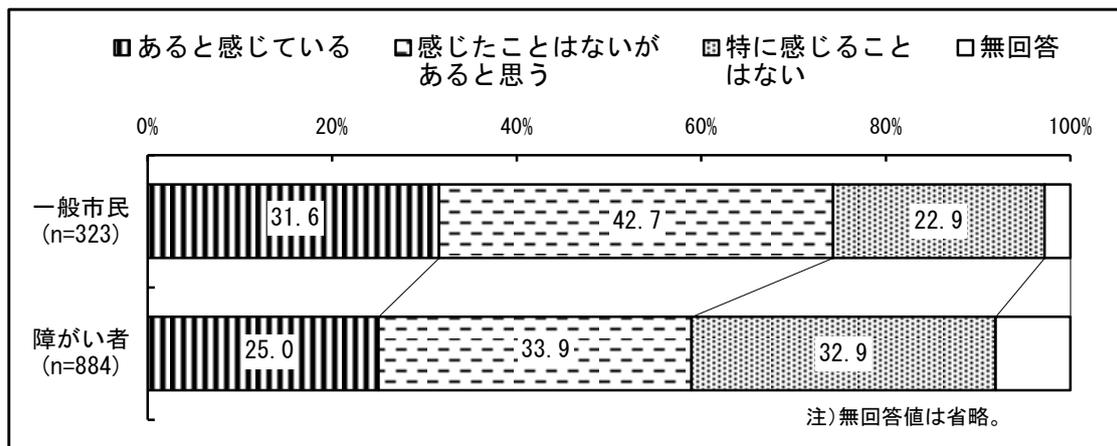
第1節 共に支えあう「心」づくり

1 啓発・広報の推進

◆現状と課題◆

- 障害者基本法にあるように、障がいのある人に対する差別や権利の侵害、あるいは障がいのある人への社会的な障壁の除去を意図的に行わないことは禁止されています。
- 今回のアンケート結果をみると、一般市民、障がいのある人ともに、依然として差別や偏見があると感じている人が多いことがわかりました。
- 障がいのある人に対する差別や偏見が無くなるよう、市民の理解を深めていくことが重要です。

▼障がいがある人への差別や偏見



取り組みの方向性

◆日常生活やそれぞれの人生において、障がいを理由に偏見や差別といった人権を侵す行為や不利益を被ることのないよう、市民の理解を深めていきます。また、障がいのある人との交流の機会を増やしていきます。

(1) 啓発・広報活動の推進

○広報紙やホームページ、社協だより等の各種メディアを活用して障がいに対する理解を深めるための啓発活動を行います。また、生涯学習事業などを通じて、地域と一体となって障がいに対する理解の向上に努めます。

担当課など	取組内容
社会福祉課 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙等で障がいに関わる記事の掲載など障がいに対する理解を深めるための啓発に努めます。 ・ 地域福祉計画を策定し、福祉意識の向上に努めます。 ・ 精神保健福祉講座を開催します。 ・ 「知的障害福祉月間」(9月)を周知します。 ・ 「障害者週間」(12月)を周知します。
健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「精神保健福祉普及運動週間」(10月)を周知します。
産業政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「障害者雇用促進月間」(9月)を周知します。
生涯学習課 社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種講座や講演会を開催して、障がい者に対する人権の理解促進を図ります。

(2) ボランティア活動・福祉活動の推進

○学校教育の場などにおいて、障がいのある人とのふれあいや交流を進め、障がいに対する理解を深める機会を提供します。

○社会福祉協議会等と連携してボランティア団体への支援や情報提供を進め、ボランティア活動の活発化を図ります。

○災害時の見守り活動体制の充実や障がい者がボランティアなど協力して活躍できるように努めます。

担当課など	取組内容
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア体験などの福祉教育を行います。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話などの福祉講座を開催します。
社会福祉課 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者団体活動を支援します。 ・ ボランティア活動の情報提供を行います。 ・ ボランティアの登録と養成に努めます。 ・ 災害時における安否確認の見守り活動の推進を図ります。 ・ 障がいのある人の社会活動を支援します。

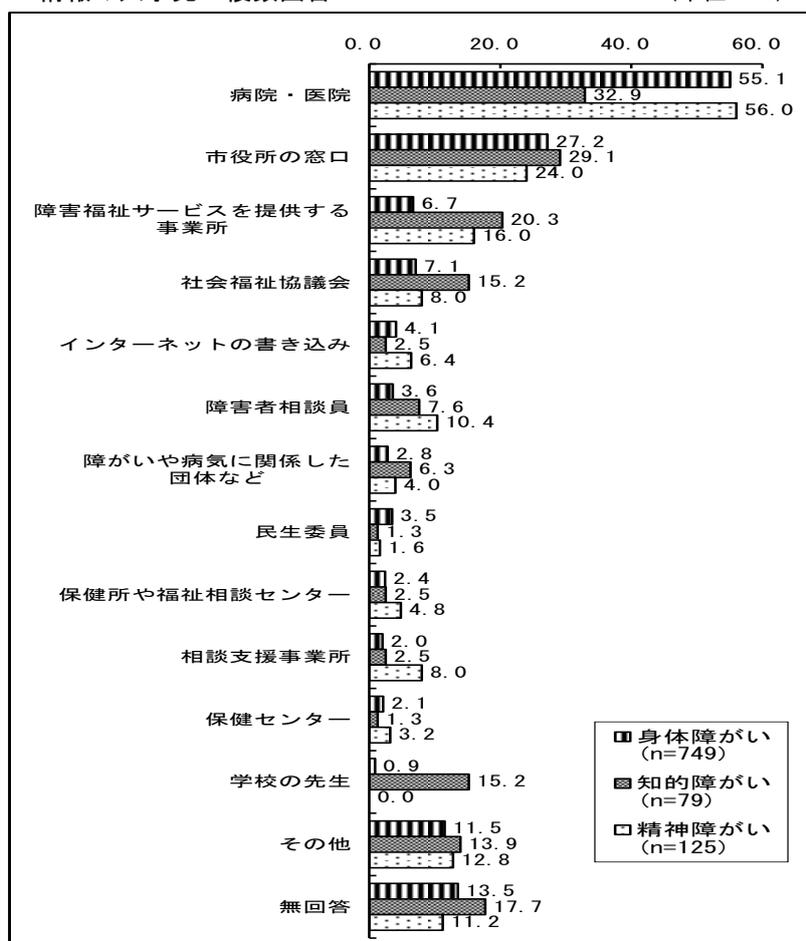
2 情報・コミュニケーションの充実

◆現状と課題◆

- アンケート結果からみると、障がいのある人の情報の入手先は、「病院・医院」に次いで「市役所の窓口」、「障害福祉サービス事業者」、「社会福祉協議会」が多くなっています。これらの窓口における相談体制や情報提供体制の充実を図るとともに、相互の連携が重要になっています。
- 情報化社会が進展する中で、障がいのある人も障がいのない人と同様に情報を入手できる環境づくりが求められています。今後、障がいのある人が必要な情報を確実に得られるよう、障がいに対応する情報伝達方法の普及や情報機器の活用などを図ることが求められます。

▼情報の入手先《複数回答》

(単位：%)



取り組みの方向性

◆どのような障がいがあっても、円滑に必要な情報を入手できる環境づくりを進めます。

(1) 情報提供の充実

○広報紙やホームページを活用して、障がいのある人が必要とする情報を迅速に提供します。また、障がい者福祉に関する様々な制度等をわかりやすく情報提供できるよう工夫します。

担当課など	取組内容
社会福祉課	・広報紙やホームページで迅速な情報提供に努めます。 ・障がい者支援のしおりを適宜更新します。
社会福祉協議会	・社協だよりを発行し情報提供を行います。 ・「声の広報(※)」を行います。
秘書広聴課	・ホームページにて音声版の広報紙を公開します。

※声の広報…市発行の「広報つくばみらい」、「議会だより」及び「社協だより」等の広報紙の録音テープを目の不自由な方に毎月お届けしています。

(2) 情報交換の支援

○障がいのある人が必要なときに情報を簡単に入手できるよう、障がいの特性に応じた配慮に努めます。また、障がいのある人の情報交換を行うための手段や人材の確保に努めます。

担当課など	取組内容
社会福祉課	・地域生活支援事業による支援を行います。 ☆コミュニケーション支援事業（手話通訳者の派遣）
社会福祉協議会	・手話奉仕員を育成します。

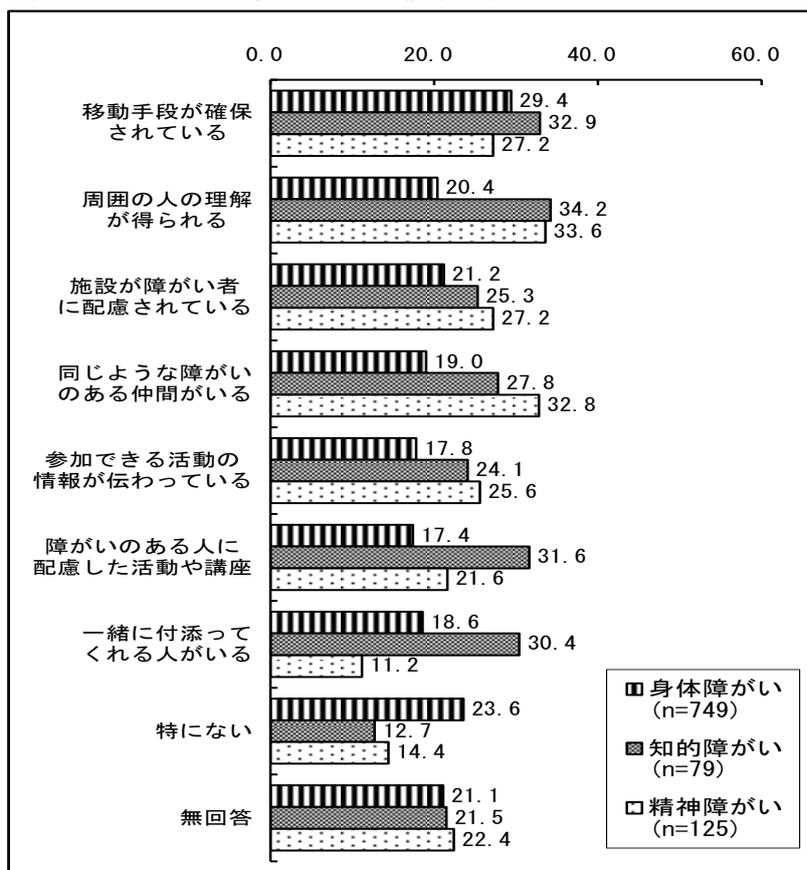
☆＝地域生活支援事業

3 社会参加の促進

◆現状と課題◆

- 障がいのある人が障がいのない人とともに、文化活動やスポーツ活動へ参加することは、障がいのある人の生活を豊かにするとともに、障がいのない人にとっても障がいに対する理解を深める機会となります。
- アンケート結果によると、障がいのある人の文化・スポーツ活動の参加率は1割にすぎません。一方で、文化・スポーツ活動に参加したいができないという人が増えているため、社会参加の意欲は高まってきているといえます。(P21参照)
- 今後、障がいのある人が、文化・スポーツ活動に参加しやすくなる環境をつくるためには、移動手段の確保や周囲の人の理解、障がいのある人に配慮した内容などが求められます。

▼参加しやすくなる環境づくり《複数回答》 (単位：%)



取り組みの方向性

◆障がいのある人が、生きがいに満ちた生活を楽しむことができるよう、積極的に社会参加できる機会と場を確保します。

(1) 社会参加の場と機会の確保

○障がいのある人が自分らしく生活できるように、多様な日中活動の場の確保に努めます。また、障がいのある人の自主的な活動、障がいのある人同士の交流活動などを支援し、活躍の場の拡大を図ります。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービスによる支援を行います。 ★日中活動系サービス ・ 地域生活支援事業による支援を行います。 ☆地域活動支援センター事業（つくばライフサポートセンター、ふれんず、ひまわり園、さくら園） ☆移動支援事業
社会福祉課 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者の自主活動を支援します。 ・ 障がいの特性に応じた活動の場やプログラムを提供します。 ・ 障がい者スポーツ大会への参加を支援します。 ・ 障がいのある人同士の交流機会を確保します。 ・ 障がいのある人となない人との交流機会を確保します。 ・ きらくやまふれあいの丘を地域活動支援の場として提供します。

★＝自立支援給付 ☆＝地域生活支援事業

(2) スポーツ・文化・レクリエーションの活動の充実

○関係団体と連携し、スポーツ、文化、レクリエーション活動を通じた生きがいつくり、交流、体力づくりを進めます。また、各種スポーツやレクリエーションの実施にあたっては、障がいのある人が参加しやすくなるよう工夫して実施します。

担当課など	取組内容
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人の講座等への参加を支援します。 ・ 障がいのある人の市主催の体育大会への参加を支援します。 ・ 障がいに応じたニュースポーツ(※)やレクリエーションを実施します。 ・ 障がい特性を理解した体育指導員の育成・確保に努めます。

※ニュースポーツ…技術やルールが比較的簡単で、年齢や体力に関係なく、誰でも、どこでも、いつでも気軽に生涯を通じて楽しめるスポーツの総称。

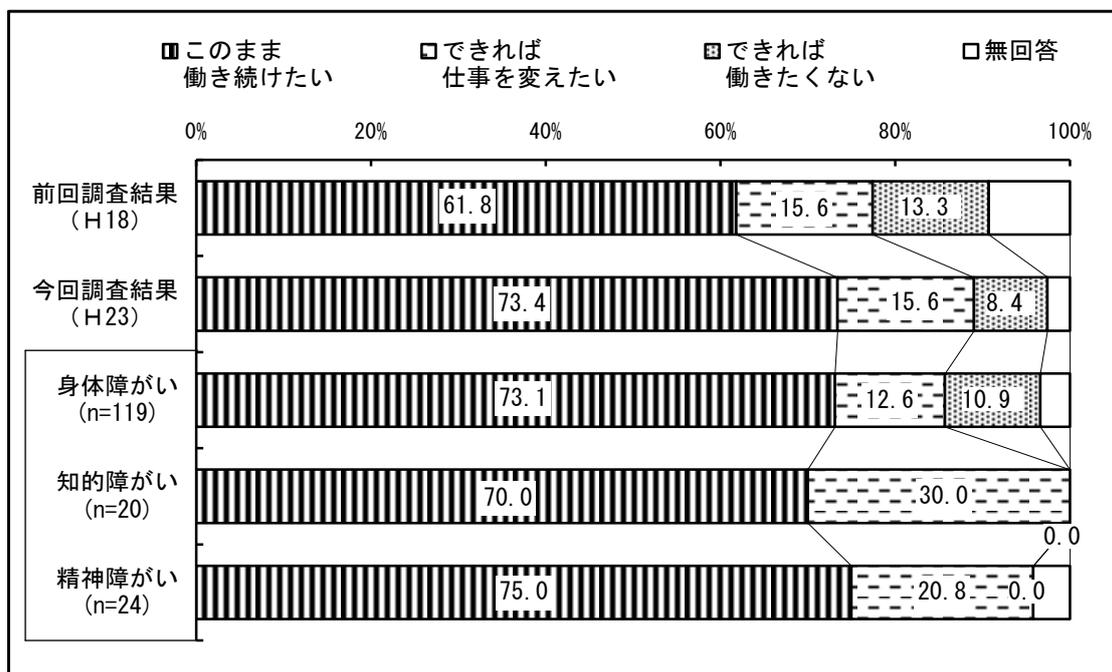
第2節 自立する「自分」づくり

1 雇用・就労支援対策の推進

◆現状と課題◆

- 障がいのある人の増加に伴って、福祉サービスのニーズも多様化してきています。そのため、障がいのある人が安心して地域生活を送れるよう、サービス提供体制を整え、必要な支援を着実に進めていくことが大切です。
- アンケート結果からは、相談などで困ることについて、「どこに相談すればよいのかわからない」、「しっかり相談にのってもらえるか不安」といった声も聞かれました。障がいのある人に相談窓口の周知を進めるとともに、それぞれの相談に対する関係機関・関係部署が連携した相談対応体制の確立が求められます。
- 障がいのある人にとって、就労は経済的自立への第一歩であり、同時に社会参加の最も重要な要素です。
- アンケート結果では、障がいのある人の2割が一般企業や訓練等を受けながら働いている状況がわかりました。そのうち7割以上は、「このまま働き続けたい」と回答しており、その割合は前回調査よりも高くなっています。
- 精神障がい者については、「働きたい」という意向が特に高いため、きめ細かな支援が必要です。
- 今後とも、地元商工会等とも連携し、障がいのある人の就労環境に対する理解促進を進め、地域の就労の場の確保・充実に努めていくことが重要です。

▼働いている人の就労の意向



取り組みの方向性

◆これから働きたいと思っている人が自分にあつた働き方ができる環境整備を促進します。すでに働いている人が継続して働けるよう、多様な支援体制を構築します。

(1) 就労するための訓練の実施

- 地域の就労移行支援、就労継続支援の事業者との情報交換を深めるなど、多様なアプローチによって、障がいのある人が可能な限り就労できるよう努めます。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスによる支援を行います。 ★就労移行支援 ★就労継続支援（A：雇成型・B：非雇成型）

★＝自立支援給付 ☆＝地域生活支援事業

(2) 重層的な就労支援

- 障がいのある人が地域の企業等で就業し、継続して働けるよう（地域の商工会等を通じて）、企業や雇用主に対して障がい者雇用に対する理解、啓発を行います。

担当課など	内容
産業政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・地元商工会等への障がい者雇用を啓発します。
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県が行っている各種の就労支援事業の普及啓発と利用促進に努めます。(※) 【支援窓口】 ・ハローワーク（障がい者雇用に係る総合支援窓口） ・茨城障害者職業センター ・障害者就業・生活支援センター 【事業所等への支援・助成制度】 ・障害者試行雇用（トライアル雇用）事業 ・職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援 ・委託訓練事業（実践能力習得訓練コース） ・特定求職者雇用開発助成金 ・障害者初回雇用奨励金（ファーストストップ奨励金） ・職場支援従事者配置助成金（職場支援パートナー配置助成金） ・精神障害者等ステップアップ雇用 ・障害者雇用納付金制度に基づく助成金
国	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就職面接会を開催します。 ・障害者就職準備セミナーを開催します。 ・障害者雇用促進セミナーを開催します。 ・地域障害者雇用連絡会議を開催します。

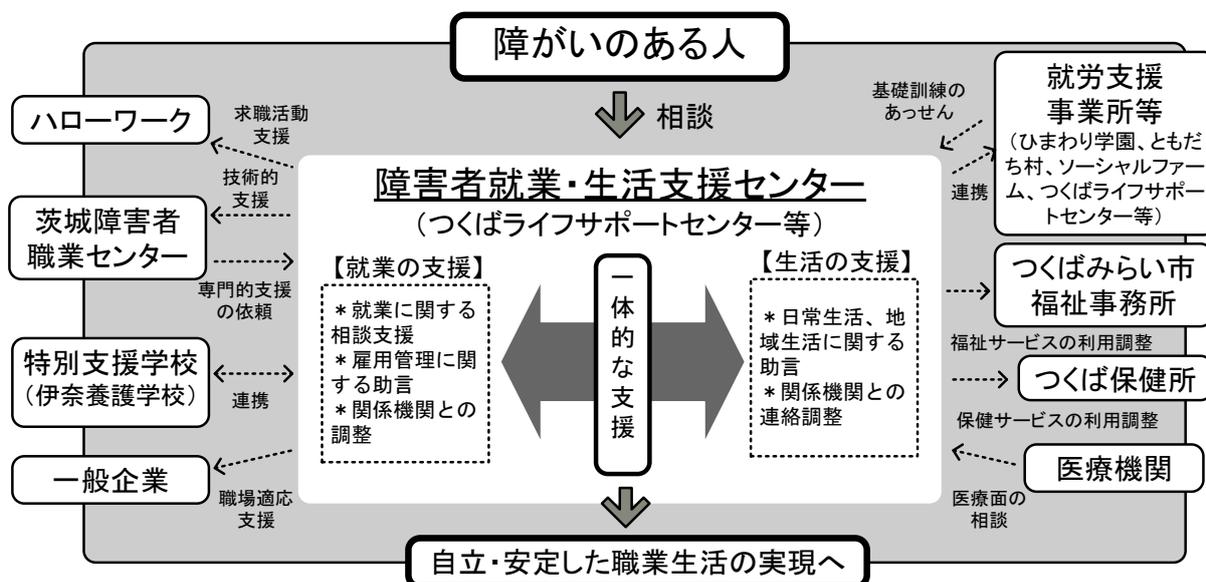
※茨城県の障害者雇用支援策の概要について

以下の資料は、平成 23 年度茨城県障害者就労促進強化事業(担当課 茨城県障害福祉課)による「障害者雇用を応援します!」を基に作成しています。

【支援窓口】

窓口	内容	連絡先等
ハローワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・就職を希望する障がい者からの求職登録や職業相談・職業紹介を行います。 ・事業所からの障がい者向け求人開拓や、障がい者の雇用の確保を行います。 	ハローワーク常総 水海道市天馬町 4798 TEL 0297-22-8609
茨城障害者職業センター	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者に対して、職業評価、職業準備支援、ジョブコーチなどの専門的な職業リハビリテーションを行います。 ・事業主に対する雇用管理に関する助言等を行います。 	笠間市鯉淵 6528-66 TEL 0296-77-7373
障害者就業・生活支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・センターへ支援登録した就職希望または就業中の障がい者に対し、窓口等での相談支援や職場や家庭への訪問を行い、就業生活の継続を支援します。 ・事業所からの相談も受け付け、雇用・福祉・医療等の関係機関と連携し障がい者の雇用に関する課題の調整・解決を継続的に支援します。 ・下の図のように、市や特別支援学校、ハローワークをはじめ、多くの関係機関と連携を取りながら、一人ひとりの障がい者に対する就業に関する支援と日常生活に関する支援を行っています。 ・つくばみらい市の近隣では「つくばライフサポートセンター」が指定を受けています。 	つくばライフサポート(つくば市上郷) 7563-67 TEL 029-847-8000

■障害者就業・生活支援センターの役割



【事業所等への支援・助成制度】

事業名	内容等	窓口
障害者試行雇用(トライアル雇用)事業	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者に対する雇用経験がないことから、障がい者雇用をためらっている事業所に、ハローワークなどの紹介により障がい者を試行雇用(トライアル雇用)の形で受け入れてもらう事業です。 ・3ヶ月を限度に事業主に対し、奨励金(対象者1人当たり月40,000円)が支給されます。 	ハローワーク常総 Tel 297-22-8609
職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がい者や精神障がい者等の職場適応を容易にするため、ジョブコーチが職場を訪問し、職場定着に向けた支援を行います。 ・事業主や職場の上司・同僚などに対しても、必要な助言を行います。 	茨城障害者職業センター Tel 0296-77-7373
委託訓練事業(実践能力習得訓練コース)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等に委託料を支払い、事業所現場を活用して1ヶ月程度の就職に必要な知識・技能等の職業訓練を行います。 ・県に配置する障害者職業訓練コーディネーターが訓練の調整・フォローを行います。 	県職業能力開発課 Tel 029-301-3656
特定求職者雇用開発助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある就職が困難な人を新たにハローワーク等の紹介により雇用した事業主に対して、その賃金の一部を雇用した日から一定期間(1年~2年)助成します。 	ハローワーク常総 Tel 0297-22-8609
障害者初回雇用奨励金(ファーストストップ奨励金)	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用の経験のない中小企業(障害者の雇用義務制度の対象となる56人~300人未満)が、初めて障がいのある人を雇用した場合に奨励金(100万円)が支給されます。 	ハローワーク常総 Tel 0297-22-8609
職場支援従事者配置助成金(職場支援パートナー配置助成金)	<ul style="list-style-type: none"> ・重度知的障がい者又は精神障がい者をハローワーク等の紹介により新たに雇い入れ、職場支援従事者(職場支援パートナー)を配置する事業主に助成されます。 ・支給期間は3年間で、障害者1人当たり(3人が上限)月額1.5万円~4万円が支給されます。 	ハローワーク常総 Tel 0297-22-8609
精神障害者等ステップアップ雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者及び発達障がい者と有期雇用契約を締結し、短時間就労(週10時間以上)から始め、一定期間(3ヶ月~12ヶ月)をかけて就業期間を延長していく「ステップアップ雇用」を行います。 ・障がい者1人あたり月25,000円が事業主に支払われます。(2人~5人のグループで実施する場合、1グループあたり月25,000円が加算されます。) 	ハローワーク常総 Tel 0297-22-8609
障害者雇用納付金制度に基づく助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主が障がい者を新たに雇用したり、安定した雇用を維持したりするために、従事する障がい者に配慮した施設整備など経済的負担がかかることがあり、その費用の一部を助成する制度です。 	茨城高齢・障害者雇用支援センター Tel 029-300-1215

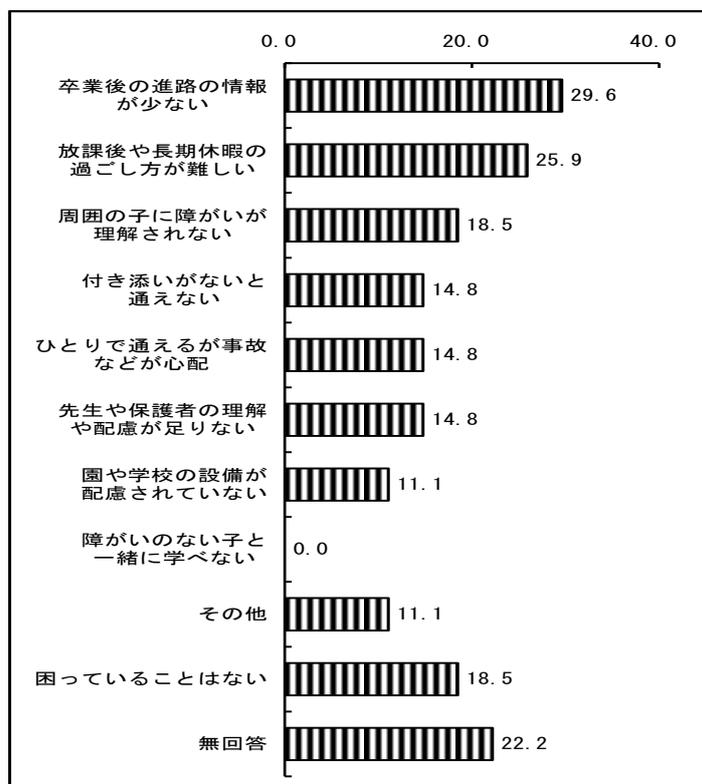
※その他、障がい者を一定以上雇用する事業所に対する税制上の優遇があります。

2 保育・教育環境の充実

◆現状と課題◆

- 平成24年4月の自立支援法等の改正に伴い、障がいのある児童への療育支援体制を充実させていくことになりました。具体的には地域の中核的な療育支援施設として、人口10万人程度に1ヶ所の「児童発達支援センター」を整備し、より身近な場所においては保育所訪問事業や放課後デイサービスなどの事業を行うこととなります。
- アンケート結果からみると、園や学校での困りごととして、知的障がいのある児童や生徒を中心に、「卒業後の進路情報」や「放課後や長期休暇の過ごし方」といった課題があげられています。
- 今後は、障がいのある児童や家族に対して、専門的なサービスや相談に応じ、できる限り身近な場所で支援を受けられる体制の確保を進める必要があります。また、特別支援学級の充実とともに、障がいのある児童の能力に応じ、障がいのない子どもとともに教育を受けられる環境整備を図っていく必要があります。

▼園や学校のことで困ること《複数回答》 (単位：%)



取り組みの方向性

◆将来、自らの選択によって自立した生活を送れるよう、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす保育・教育環境の整備に努めます。

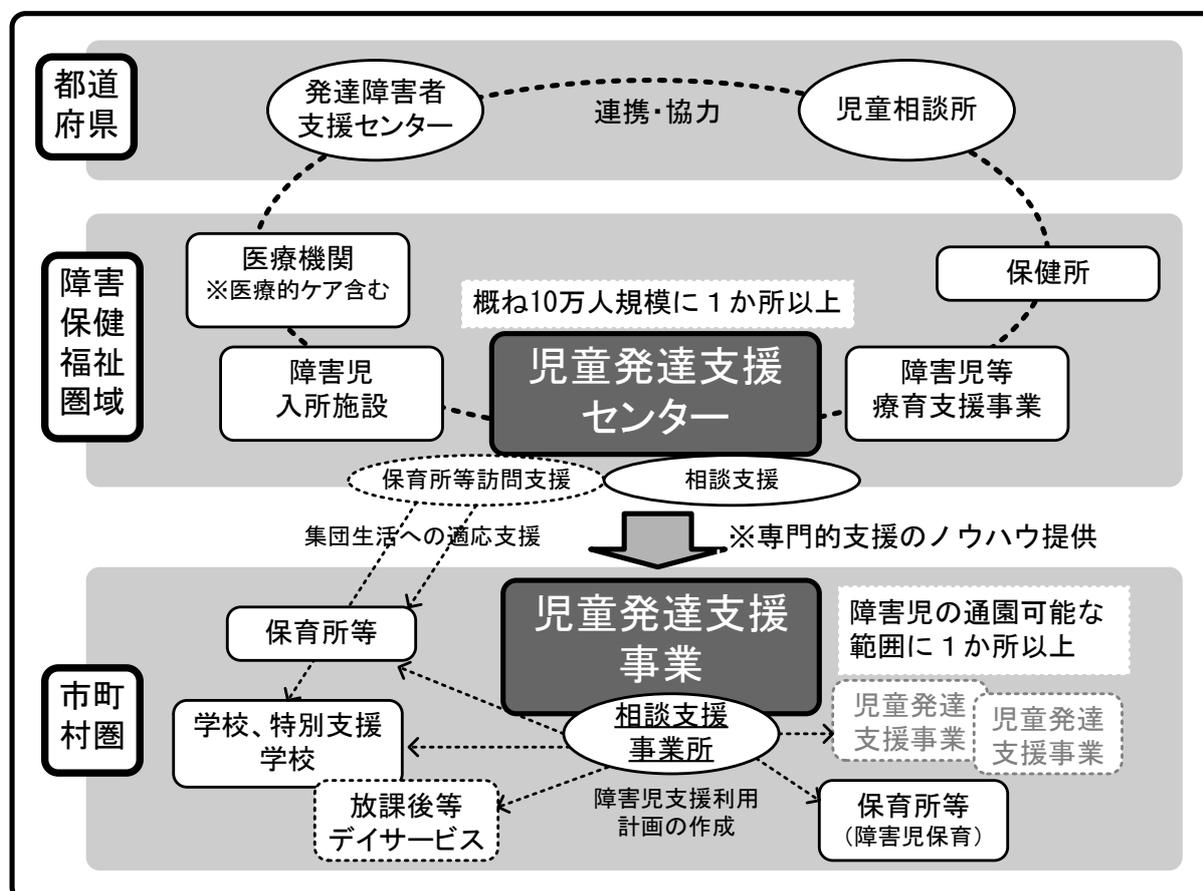
(1) 障がいのある児童の保育・療育の充実

- 発達支援・育児支援が必要な子どもと、その保護者を対象に、早期から適切な療育訓練・指導を行える療育体制の充実を図ります。
- 通所等による専門的なサービスや、できる限り身近な場所で指導や訓練を受けられる環境づくりを進めます。

担当課など	取組内容
児童福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児童保育を推進します。 ・関係機関と連携して早期療育体制を確立します。
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスによる支援を行います。 障害児通所支援 障害児入所支援 ・児童発達支援事業、児童発達支援センターの整備に努めます※。 ・療育相談を実施します。

※市では、広域的に「児童発達支援センター」を設置し、県の支援施設と連携しながら専門的な支援を行うとともに、より身近な地域において、放課後デイサービスや保育所訪問事業などの「児童発達支援事業」の整備に努めます。

■ 児童発達支援センターを中心とした支援体制のイメージ



(2) 特別支援教育の推進

- 特別な教育的支援を必要とする児童の特性や発達段階に応じた、きめ細かな教育の実践に努めます。そのため、保護者との一層の連携強化、教職員の継続的な技能研さん、特別支援学校ほか関係機関との連携強化に取り組みます。

担当課など	取 組 内 容
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・教育施設のバリアフリー化を図ります。 ・特別支援教育支援員の配置を図ります。 ・教員の研修・資質の向上に努めます。 ・市民の特別支援学校への体験入学を周知し、特別支援学校に関する情報提供を行います。 ・子ども同士の交流拡大を図ります。 ・特別な教育的支援を必要とする児童（LD※、ADHD※、高機能自閉症等※）に関する理解と対応を図ります。
社会福祉課	☆日中一時支援による放課後の居場所を確保します。

☆＝地域生活支援事業

※LD…軽度発達障がいの中の1つで、全般的な知的発達には著しい遅れはともなわないが、学習や対人関係に困難を示す障がいをいう。

ADHD…年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力の欠如、または衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業に支障をきたすものをいう。

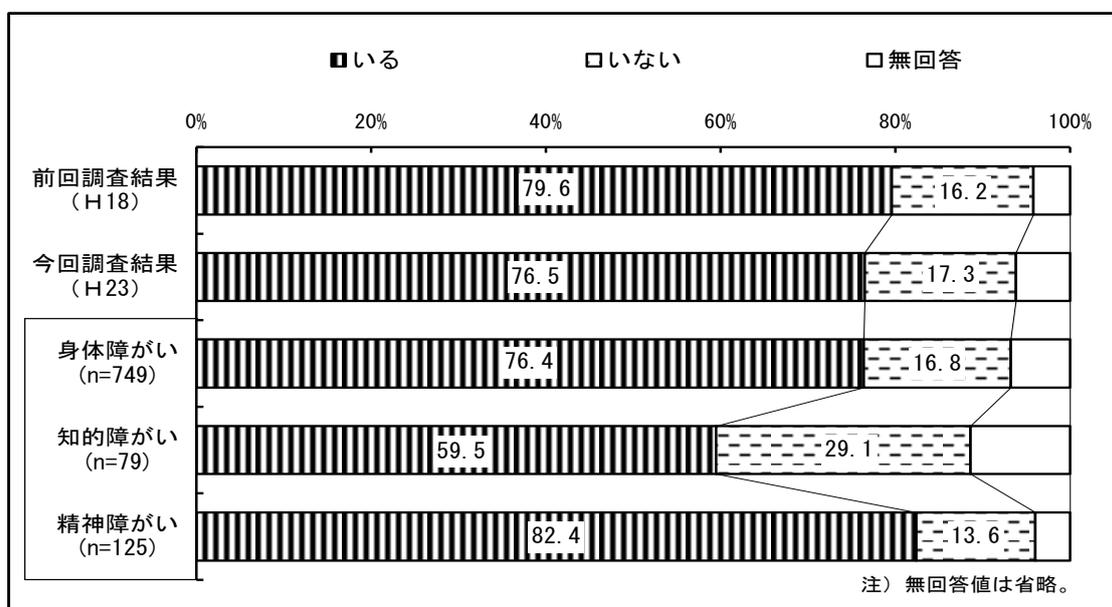
高機能自閉症等…自閉症の中で、知的発達の遅れを伴わない障がいをいう。

3 保健・医療サービスの充実

◆現状と課題◆

- アンケート結果から、障がいのある人が安心して相談できる医師が「いる」という人は76.5%で、前回の調査よりも減少しています。特に、知的障がい者は、安心して相談できる医師が「いる」という人が6割を下回っています。
- また、人口構造の高齢化とともに、障がいのある人の高齢化も進んでいるため、今後は障がいと生活習慣病などが重複しないよう、健康づくりにも積極的に取り組んでいくことが大切です。

▼安心して相談できる医師



取り組みの方向性

◆障がいのある人とその家族が安心感を得られるよう、ライフステージに応じた適切な保健事業の推進と、医療サービスの確保に努めます。

(1) 保健事業の充実

○障がいや疾病の早期発見と継続的な支援を行います。また、発達相談などにより早期対応を図るとともに、こころの健康づくりに向けた取り組みを強化していきます。

担当課など	取組内容
健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ・発達相談を実施し、必要に応じて早期対応を図ります。 ・「こころの健康相談」(精神保健福祉相談)を実施します。 ・精神保健福祉講演会等を開催します。

(2) 医療サービスの充実

○関係機関と連携をとりながら、障がいのある人が必要とする医療を適切に受けられるよう、医療サービスの確保に努めます。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・更生医療費を給付します。(自立支援医療費)
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> ・難病患者の医療費を助成します。(特定疾患治療研究事業) ・育成医療費を助成します。(自立支援医療費) ・精神科通院費を助成します。(自立支援医療費)

▼自立支援医療機関(平成23年11月現在)

医療機関名	所在地	備考
小張クリニック	つくばみらい市小張 4706-1	医療機関
みらい平クリニック	つくばみらい市陽光台 3-138-7	医療機関
(有)このみ薬局	つくばみらい市板橋 2102-1	薬局
飯田薬局	つくばみらい市板橋 2375-10	薬局
絹の台ふれあい薬局	つくばみらい市絹の台 2-4-13	薬局
寺島薬局(株)つくばみらい伊奈店	つくばみらい市谷井田 1332	薬局
(有)コスモ絹の台ふれあい薬局	つくばみらい市絹の台 2-4-13	薬局
十字堂薬局	つくばみらい市陽光台 3-138-6	薬局
友愛薬局みらい平店	つくばみらい市紫峰ヶ丘 1-682-9	薬局
アルファーム薬局絹の台店	つくばみらい市絹の台 3-21-5	薬局
谷井田薬局	つくばみらい市谷井田 1077-3	薬局
さくら薬局つくばみらい店	つくばみらい市紫峰ヶ丘 1-672-92	薬局

第3節 自分らしい「生活」づくり

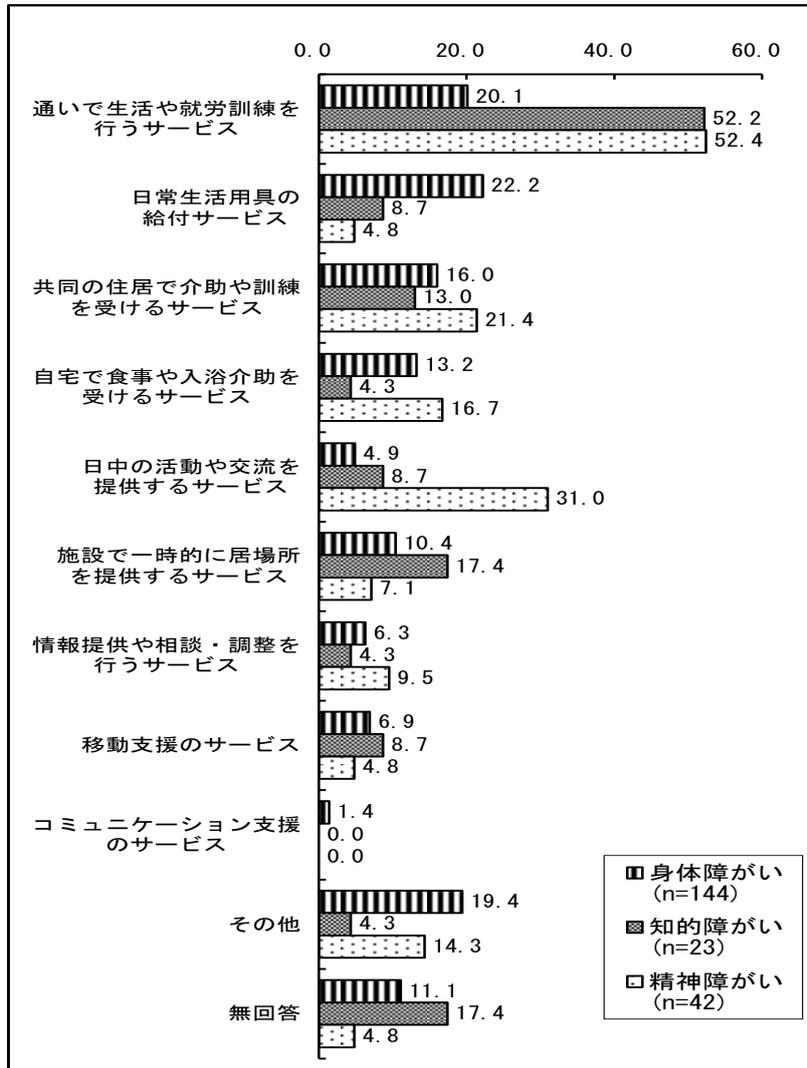
1 地域生活の支援

◆現状と課題◆

- アンケート結果から、障がいのある人で、何らかの『障害福祉サービス』を利用している人は、全体では回答者の2割となっています。障がい種別で見ると、知的障がい者と精神障がい者は、利用している人が3割となっています。
- 『障害福祉サービス』を利用している人は、身体障がい者で「日常生活の給付サービス」、知的障がい者と精神障がい者で「通いで生活や就労訓練を行うサービス」が多くなっています。
- 障害福祉サービスを使っていない人の中では、サービス内容がよくわからないといった声も聞かれます。そのため、障がいのある人が地域で安心した生活を継続できるよう、各種サービス内容の周知やサービス提供体制の充実に努めていく必要があります。

▼利用している障害福祉サービス《複数回答》

(単位：%)



取り組みの方向性

◆障がいのある人が、安心して地域での生活を継続していけるよう、地域における福祉サービスの確保に努めます。

(1) 在宅サービスの充実

○『障害福祉サービス』の提供体制の確保と、適正な制度の運用に努めます。また、自宅での生活を支援する在宅福祉サービスの充実に努めます。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービスによる支援を行います。 【訪問系サービス】 ★訪問介護 ★重度訪問介護 ★同行援護 ★行動援護 ★重度障害者等包括支援 ★短期入所 ・ 地域生活支援事業による支援を行います。 ☆日常生活用具の給付・貸与 ☆住宅リフォーム ☆訪問入浴サービス
介護福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寝具洗濯乾燥消毒サービスを実施します。 ・ 理髪サービスを実施します。 ・ 介護用品（紙おむつ）を支給します。

★＝自立支援給付 ☆＝地域生活支援事業

(2) 日中活動の場の充実

○障がいのある人が、自分にあった日常生活を送れるように、多様な日中活動の場を確保します。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービスによる支援を行います。 【通所系サービス】 ★生活介護 ★療養介護 ★自立訓練（機能訓練・生活訓練） ★その他就労移行支援・就労継続支援（A、B） ・ 地域生活支援事業による支援を行います。 ☆日中一時支援 ☆地域活動支援センター事業（つくばライフサポートセンター、ふれんず、ひまわり園、さくら園）

★＝自立支援給付 ☆＝地域生活支援事業

(3) 生活の場の確保

- 障がいのある人の地域生活の基本となる住まいの確保を進めるため、市営住宅等のバリアフリーや優先入居を図ります。また、グループホームやケアホームの整備促進を図ります。さらに、入所が必要な方に施設入所を支援します。

担当課など	取組内容
都市計画課	・市営住宅のバリアフリー化を図ります。 ・市営住宅への優先入居を図ります。
社会福祉課	・常総広域障害者支援施設の運営を支援します。 ・障害福祉サービスによる支援を行います。 【居住系サービス】 ★グループホーム・ケアホームの居住支援 ★施設入所支援

★=自立支援給付

(4) 制度・サービスの周知

- 障がいのある人やその保護者を対象に、年金や各種手当の支給、税の優遇措置、公共施設の利用料減免などを行い、経済的な負担軽減と暮らしの安定を支援します。
- 障害者自立支援に基づく『障害福祉サービス』の周知とともに、適宜、地域での生活を支援するサービスの周知徹底を図ります。

担当課など	取組内容
国保年金課	・障害基礎年金制度の周知、申請受付を行います。
社会福祉課	・福祉制度、サービスの周知を図ります。 ・低所得者への負担の軽減を図ります。

(5) 経済的な支援

○障がいのある人やその保護者を対象に、各種手当の支給、税の優遇措置など経済的な支援を行います。

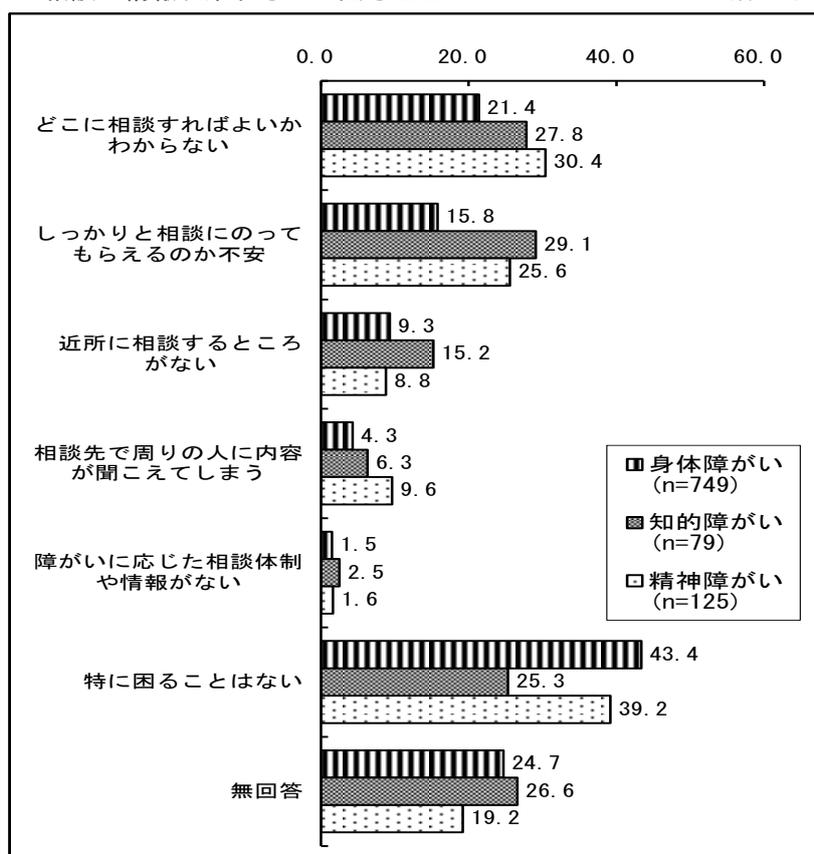
担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none">・ 特別障害者手当を適切に支給します。・ 障害児福祉手当を適切に支給します。・ 在宅心身障害児福祉手当等を適切に支給します。・ 特別児童扶養手当を適切に支給します。・ 難病患者福祉手当を適切に支給します。
税務課	<ul style="list-style-type: none">・ 所得税、市県民税の障害者控除について周知します。

2 相談対応体制の充実

◆現状と課題◆

- アンケート結果によると、身体障がい者と精神障がい者は、相談先や情報の入手について「特に困ることがない」との回答が最も多くなりました。一方で、知的障がい者や精神障がい者を中心に「どこに相談すればよいかわからない」や「しっかりと相談にのってもらえるか不安」と回答した人が少なからずいることがわかりました。
- 少数回答ではありますが、「近所に相談するところがない」と答えた人もいることがわかりました。
- 障がいのある人やその家族にとって、安心して相談ができ、適切な助言やアドバイスを受け、的確な情報を入手できるかどうかは、その後の人生を左右するほど大切なことです。
- 各種の相談窓口の周知と、相談対応体制の充実が求められます。

▼相談や情報収集する上で困ることについて (単位:%)



取り組みの方向性

◆障がいのある人の地域生活を支える基盤となる相談窓口の充実と、地域生活を継続できる相談支援体制の確保に努めます。

(1) 相談体制の充実

○障がいのある方が、できる限り身近なところで総合的な相談が受けられるよう、相談機関の確保と周知に努めます。また、市内外の様々な相談機関との連携強化を図り、障がいのある人や家族を継続的に支援するネットワークの整備に努めます。

担当課など	取 組 内 容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービスによる支援を行います。 【相談支援】 ★計画相談支援 ★地域移行支援 ★地域定着支援 ・ 地域生活支援事業による支援を行います。 ☆障害者相談支援事業 ☆市町村相談支援機能強化事業 ☆住宅入居等支援事業 ・ 市役所、相談支援事業者など相談窓口の連携強化を図ります。 ・ 身体障害者相談員、知的障害者相談員の活動を周知し、支援します。 ・ 介護者同士の交流を促進します。
健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口を設置し、関係機関と連携します。

☆＝地域生活支援事業

▼身近な相談場所（地域活動支援センター）

窓口	対象者・主な内容など	住所（電話番号）
つくばライフサポートセンターみどりの	・精神障がいのある人 ・生活や就労に関する相談	つくば市花島新田 7-3 (029-836-7200)
ふれんず	・精神障がいのある人 ・生活や日中活動に関する相談	つくばみらい市板橋 2184-7 (0297-58-0466)
ひまわり園	・知的障がいのある人 ・日中活動に関する相談	つくばみらい市神生 530 「きらくやまふれあいの丘」 (0297-57-0123)
さくら園	・知的障がいのある人 ・日中活動に関する相談	つくばみらい市古川 1015-1 「谷和原保健福祉センター」 (0297-25-2101)

■地域活動支援センターの位置



(2) 権利擁護の推進

○障がいのため判断能力が不十分な方や高齢者の権利と財産を守るため、支援が必要な人に権利擁護事業の周知と利用促進を図ります。

担当課など	取組内容
社会福祉課	・ 地域生活支援事業による支援を行います。 ☆成年後見制度利用支援事業
社会福祉協議会	・ 地域福祉権利擁護事業を周知します。

☆＝地域生活支援事業

(3) 障がい者の虐待防止

○障害者虐待防止法の制定にともない、地域の関係機関が連携した虐待防止ネットワークづくりを進めます。

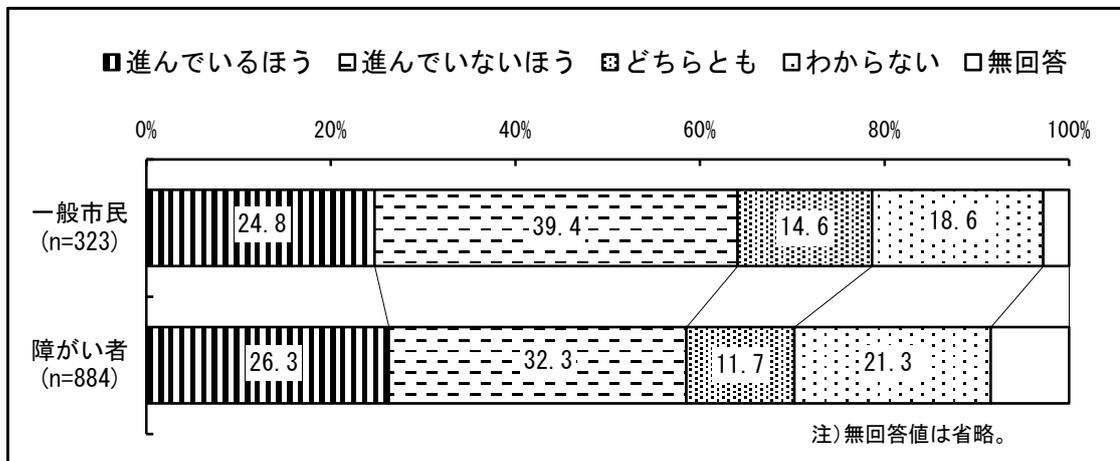
担当課など	取組内容
社会福祉課	・ 地域自立支援協議会等と連携し、障がい者の虐待防止ネットワークの体制整備を図ります。 ・ 障がい者虐待の相談窓口を確保します。

第4節 暮らしやすい「環境」づくり

1 地域環境の整備

◆現状と課題◆

- 障がいのある人が暮らしやすい地域は、すべての市民にとっても住みやすい地域といえます。アンケート結果では、障がいのある人が安心して暮らせる社会づくりは、障がいのある人も一般市民も「進んでいない」という人が多くを占めています。
- アンケートの自由意見では、障がいのある人が外出しやすくなるよう、歩道や施設のバリアフリー化、地域の交通機関の充実を求める声が多くなっています。障がいのある人はもちろんですが、市民の誰もが暮らしやすい地域環境の整備を進めていく必要があります。



取り組みの方向性

◆障がいのある人はもちろん、すべての市民にとって暮らしやすい生活環境の整備に努めます。

(1) 福祉のまちづくりの推進

○公共施設をはじめ、多くの市民が利用する施設のバリアフリー化を進め、すべての人が暮らしやすいまちづくりを進めます。また、障がいのある人などの移動手段を確保します。

担当課など	取組内容
建設課 都市計画課 特定事業推進課	<ul style="list-style-type: none">・道路改良等に合わせて歩道を確保します。・道路改良等に合わせて道路段差を解消します。・交通安全施設（誘導ブロックなど）を設置します。・公共施設等のバリアフリー化を順次促進します。・ハートビル法※を普及啓発します。
企画政策課	<ul style="list-style-type: none">・コミュニティバス（みらい号）を運行します。・路線バスの運行確保に努めます。
総務課	<ul style="list-style-type: none">・庁舎間シャトルバスを運行します。

※ハートビル法…正式名称は「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」。不特定多数の人の出入りする公共的な建築物について、高齢者や身体障がい者が安心して利用できるよう整備を促す法律。

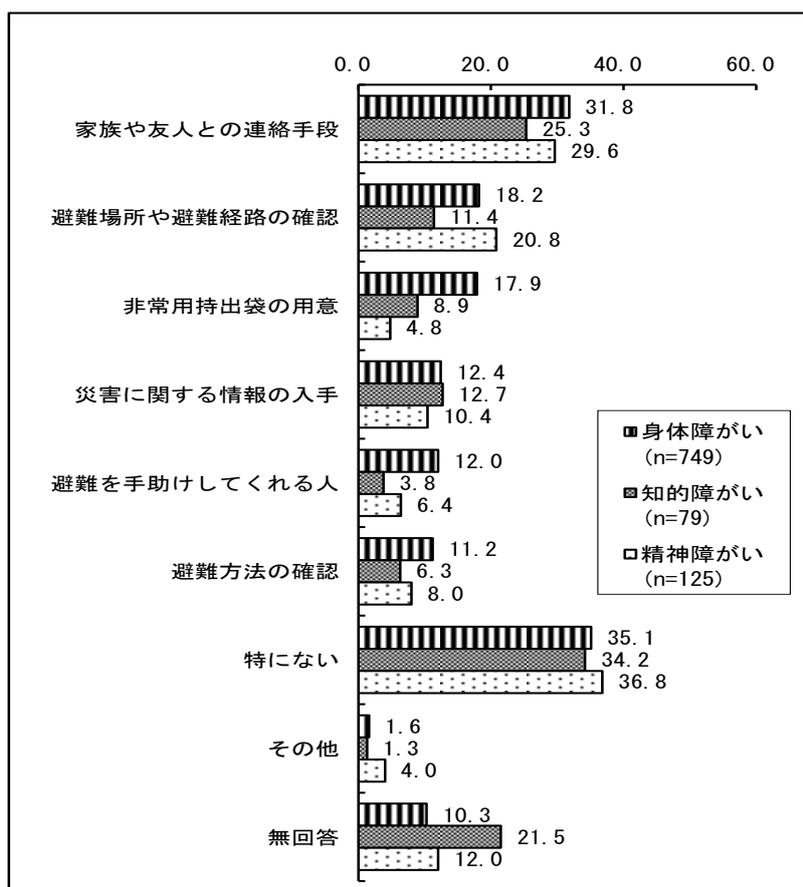
2 安心・安全対策の推進

◆現状と課題◆

- 障がいのある人の災害への備えについて、アンケート結果をみると、特に何もしていないが35%程度と最も多く、「家族や友人との連絡手段の確保」や「避難場所や避難経路を確認」などについては、2～3割の人が対応していることがわかりました。
- 災害時において障がいのある人の安全を確保するため、安否確認制度などの充実を図るとともに、地域住民の理解と協力を得ながら災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。
- 交通事故や悪質商法、振り込め詐欺などから障がいのある人を守るため、交通安全対策や防犯意識の啓発やの充実に努める必要があります。

▼災害時の備え《複数回答》

(単位：%)



取り組みの方向性

◆地域住民の理解と協力を得ながら、生命がおびやかされない安全なまちづくりを進めます。

(1) 防災対策の充実

- 平時から、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織（地域）などと連携し、障がいのある人や難病患者等の災害時の支援について安心できる体制づくりを進めます。

担当課など	取組内容
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none">・ 災害時要援護者支援名簿を作成します。・ 災害時要援護者見守りネットワーク活動を促進します。・ 民生委員・児童委員による訪問活動を支援します。
総務課	<ul style="list-style-type: none">・ 地域防災計画で障がいのある人の対応について、適宜見直します。・ 自主防災組織を育成します。・ 障がいに配慮した避難場所の確保と調査に努めます。・ 飲料水、非常備蓄品を確保します。・ 社会福祉施設や病院の安全対策を啓発します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">・ 災害ボランティアの育成と確保を図ります。

(2) 交通防犯対策の充実

- 交通安全、悪質商法などに関する情報提供や講座の開催を定期的実施します。また、障がいのある人や高齢者などの安全な暮らしに必要な知識の普及・啓発に取り組みます。

担当課など	取組内容
生活環境課	<ul style="list-style-type: none">・ 交通安全意識の高揚を図ります。・ 地域防犯活動組織を促進します。
産業政策課	<ul style="list-style-type: none">・ 消費生活センターにて悪質商法に関する情報を提供します。

(裏白)

◇第2章◇ 障がい福祉計画

(第 2 章裏)

第1節 基本目標

1 基本的な視点

- 障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、障がい者計画の基本的理念を踏まえ、下記の点に配慮して、数値目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

<障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方>

1. 必要とする訪問系サービスの確保に努めること。
2. 希望する日中活動系サービスの確保に努めること。
3. グループホーム、ケアホームの充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進すること。
4. 福祉施設から一般就労への移行等を推進すること。

2 平成 26 年度における数値目標

○平成23年度末までに具体的な数値目標を掲げて取り組んできました。引き続き、平成26年度までに達成すべき目標に向けて、計画的に取り組んでいきます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

▼本市の目標

項 目	数 値	考 え 方
施設入所者数 (A)	52 人	平成 23 年 10 月 1 日の施設入所者数。
【目標値】 地域生活移行者数 (B)	12 人	○施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行する見込者の数。平成 17 年 10 月 1 日の施設入所者数 43 人の 27.9%。
新たな施設入所者数 (C)	12 人	○平成 26 年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用者見込数。
【目標値】 削減見込の値 (E)	3 人	○差引減少見込数。平成 17 年 10 月 1 日の施設入所者数 43 人の 6.9%。
平成 26 年度末の入所者数(D)	49 人	○平成 26 年度末時点の利用人員。 A-B+C-E

※児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定。

▼(参考)平成 26 年度の数値目標 (国)

	国の指針
福祉施設の入所者数の地域生活への移行	①平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数の 3 割以上が地域生活へ移行するよう設定する。 ②平成 26 年度末の施設入所者数を、平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者から、1 割以上削減するよう設定する。

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

▼本市の目標

項目	平成 20 年度	平成 26 年度	考え方
① 1 年未満入院者の平均退院率	72%	84%	○平成 20 年 6 月 30 日時点を基準とし、平成 26 年度末における平均退院率。
項目	平成 23 年度	平成 26 年度	考え方
② 5 年以上かつ 65 歳以上の退院者数	1 人	2 人	○平成 23 年 9 月 30 日時点を基準とし、平成 26 年度末における退院する者の数。

▼(参考)平成 26 年度の数値目標(国)

	国の指針
① 1 年未満入院者の平均退院率	平成 26 年度における平均退院率を、平成 20 年 6 月 30 日調査比で 7%相当分増加させる。
② 5 年以上かつ 65 歳以上の退院者数	平成 26 年度における 5 年以上かつ 65 歳以上の退院者数を、直近の状況よりも 20%増加させる。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

▼本市の目標

項目	数 値	考え方
平成 17 年度の 一般就労移行者数	0 人	○平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 平成 26 年度の 一般就労移行者数	6 人	○平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

▼(参考)平成 26 年度の数値目標(国)

	国の指針
福祉施設から一般就労への移行等	平成 17 年 10 月 1 日時点の実績の 4 倍以上とする。

(4) 就労移行支援事業の利用者数

▼本市の目標

項目	数値	考え方
平成 26 年度末の福祉施設利用者数	261 人	○平成 26 年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】 平成 26 年度末の就労移行支援事業の利用者数	50 人 (19.2%)	○平成 26 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

▼(参考)平成 26 年度の数値目標(国)

	国の指針
就労移行支援事業の利用者数	平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち、2 割以上の者が利用することを設定する。

(5) 就労継続支援(A型)事業の利用者の割合

▼本市の目標

項目	数値	考え方
平成 26 年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者(A)	8 人	○平成 26 年度末において就労継続支援(A型)事業を利用する者の数
平成 26 年度末の就労継続支援(B型)事業の利用者	59 人	○平成 26 年度末において就労継続支援(B型)事業を利用する者の数
平成 26 年度末の就労継続支援(A型+B型)事業の利用者(B)	67 人	○平成 26 年度末において就労継続支援(A型+B型)事業を利用する者の数
【目標値】 平成 26 年度末の就労移行支援(A型)事業の利用者の割合(A)/(B)	11.9%	○平成 26 年度において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援(A型)事業を利用する者の割合

▼(参考)平成 26 年度の数値目標(国)

	国の指針
就労継続支援(A型)事業の利用者の割合	平成 26 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3 割は就労継続支援(A型)事業を利用することを設定する。

第2節 障害福祉サービスの実績と見込み量

1 自立支援給付の実績

○本市では、日中活動系のサービス利用者が多く、特に、生活介護や就労継続支援（B型）の利用者が増えています。また、居住系の共同生活援助・共同生活介護（グループホーム）の利用者も増えています。

▼障害福祉サービス利用実績（一ヶ月当たり）

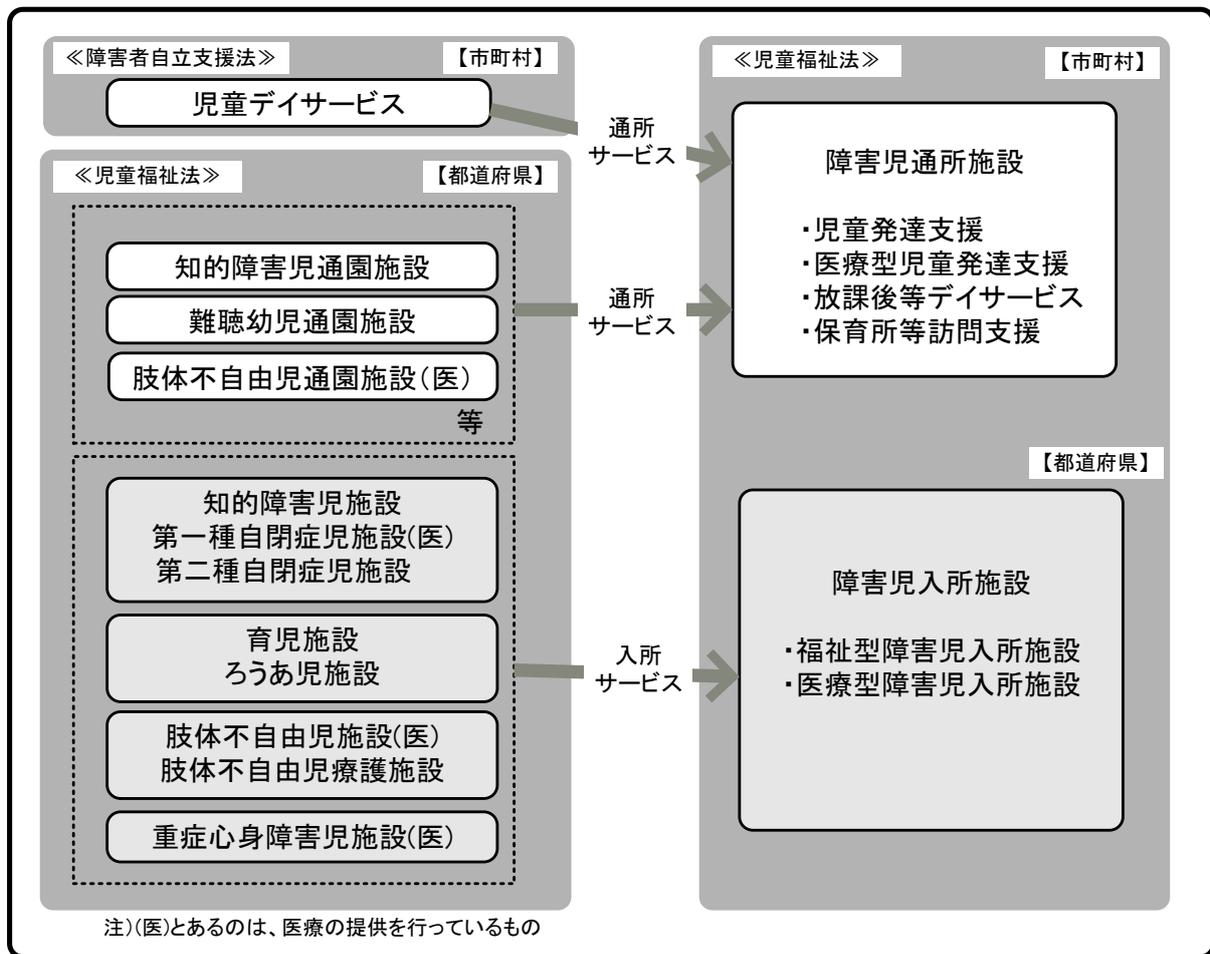
種別		年度	単位	H18	H19	H20	H21	H22	H23
訪問系	居宅介護		人	1	13	16	20	20	23
	重度訪問介護								
	行動援護		時間分	0	0	0	0	0	0
	重度障害者等包括支援								
日中活動系	生活介護	人日 (人)	22 (1)	194 (10)	573 (26)	739 (42)	1030 (53)	1131 (56)	
	自立訓練（機能訓練）	人日 (人)	0	0	0	0	0	0	
	自立訓練（生活訓練）	人日 (人)	24 (5)	121 (8)	128 (7)	165 (10)	144 (10)	178 (13)	
	就労移行支援	人日 (人)	33 (3)	124 (7)	212 (11)	313 (19)	354 (23)	333 (21)	
	就労継続支援（A型）	人日 (人)	0	0	0	0	0	0	
	就労継続支援（B型）	人日 (人)	0	321 (20)	465 (27)	427 (31)	447 (38)	582 (44)	
	療養介護	人日 (人)	0	0	0	0	0	0	
	児童デイサービス(※)	人日 (人)	4 (2)	0	0	66 (2)	42 (7)	125 (14)	
	短期入所	人日 (人)	60 (8)	24 (5)	35 (9)	66 (11)	61 (8)	42 (8)	
居住系	共同生活援助 ・共同生活介護	人	7	13	18	24	27	31	
	施設入所支援	人	1	9	26	42	48	52	
相談支援事業		人	0	0	0	1	0	0	

注)人:実利用者数、時間分:延べ利用時間数、人日:延べ利用者数。H23は6月末までの実績の平均。

資料:社会福祉課

※児童デイサービスは、障害者自立支援法等の改正に伴い、指定障害福祉サービスから児童福祉法に基づくサービスとなり、今後一層の充実を図ることとなりました。より身近な地域で支援が受けられるように、さらに、どの障がいにも対応でき、専門的な支援が提供できる体制をつくることを目指します。下図のように、市は放課後デイサービスや保育所等訪問事業などの児童発達支援事業を担うこととなります。

■障害児施設・事業のイメージ



2 自立支援給付の見込み量

○自立支援給付の各サービス見込み量は以下のとおりです。

▼障害福祉サービスの見込み量(1ヶ月当たり)

サービス種別		単位	見込み量		
			H24	H25	H26
訪問系	居宅介護	時間(人)	315(36)	347(40)	381(44)
	重度訪問介護				
	同行援護(※)				
	行動援護				
	重度障害者等包括支援				
日中活動系	生活介護	人日(人)	1286(64)	1325(66)	1365(68)
	自立訓練(機能訓練)	人日(人)	22(1)	22(1)	22(1)
	自立訓練(生活訓練)	人日(人)	225(14)	264(16)	309(19)
	就労移行支援	人日(人)	485(26)	582(32)	698(38)
	就労継続支援(A型)	人日(人)	69(3)	92(4)	92(4)
	就労継続支援(B型)	人日(人)	597(44)	675(50)	764(56)
	療養介護	人	62(2)	62(2)	62(2)
	短期入所	人日(人)	50(10)	60(12)	73(14)
居住系	共同生活援助(グループホーム)	人	19	20	21
	共同生活介護(ケアホーム)	人	18	21	24
	施設入所支援	人	51	50	49
相談支援	計画相談支援	人	42	102	173
	地域移行支援	人	1	1	2
	地域定着支援	人	1	1	1

(※)同行援護サービスは、平成23年10月より創設。

「人日」とは、本市における一月当たりの総利用日数。

(計算式)「人日」=「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数」

第3節 地域生活支援事業の実績と見込み量

1 地域生活支援事業の実績

▼地域生活支援事業利用実績（1ヶ月当たり）

種別		年度	単位	H18	H19	H20	H21	H22	H23	
相談支援事業	①障害者相談支援事業		か所	1	1	1	1	1	1	
	②地域自立支援協議会		実施の有無	無	無	無	無	無	有	
	③市町村相談支援事業機能強化事業		実施の有無	無	無	無	無	無	有	
	④成年後見制度利用支援事業		実施の有無	無	無	有	有	有	有	
コミュニケーション支援事業			人	0	3	1	1	2	2	
日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支援用具		件/年	6	3	3	3	6	5	
	②自立生活支援用具		件/年	7	9	6	3	6	6	
	③在宅療育等支援用具		件/年	2	8	1	6	5	4	
	④情報・意思疎通支援用具		件/年	3	7	5	2	7	5	
	⑤排せつ管理支援用具		件/年	55	439	431	526	630	650	
	⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		件/年	0	1	2	3	2	2	
移動支援事業			か所	4	4	4	4	3	4	
			人	5	6	7	8	4	5	
			時間/年	140	313	204	152	113	130	
地域活動支援センター	I型		か所	1	1	1	1	1	1	
			人	1	1	1	1	2	3	
	II型	（自市利用分）		か所	0	1	1	1	1	1
				人	0	16	13	14	16	18
		（他市利用分）		か所	0	1	1	0	0	0
				人	0	1	1	0	0	0
	III型	（自市利用分）		か所	0	2	2	2	2	2
				人	0	35	29	19	24	29
		（他市利用分）		か所	0	2	3	3	3	1
			人	0	2	3	3	3	1	
日中一時支援事業			か所	9	13	16	21	25	26	
			人	9	21	27	33	43	35	
更生訓練費給付事業			か所	1	1	1	1	1	0	
			人	1	1	1	1	1	0	
訪問入浴サービス事業			か所	0	1	1	1	1	1	
			人	0	1	1	1	2	2	
スポーツ大会の開催			回	0	1	1	1	1	1	
自動車運転免許・改造助成事業			件	0	3	2	1	0	1	

資料：社会福祉課

2 地域生活支援事業の見込み量

○地域生活支援事業の各サービス見込み量は以下のとおりです。

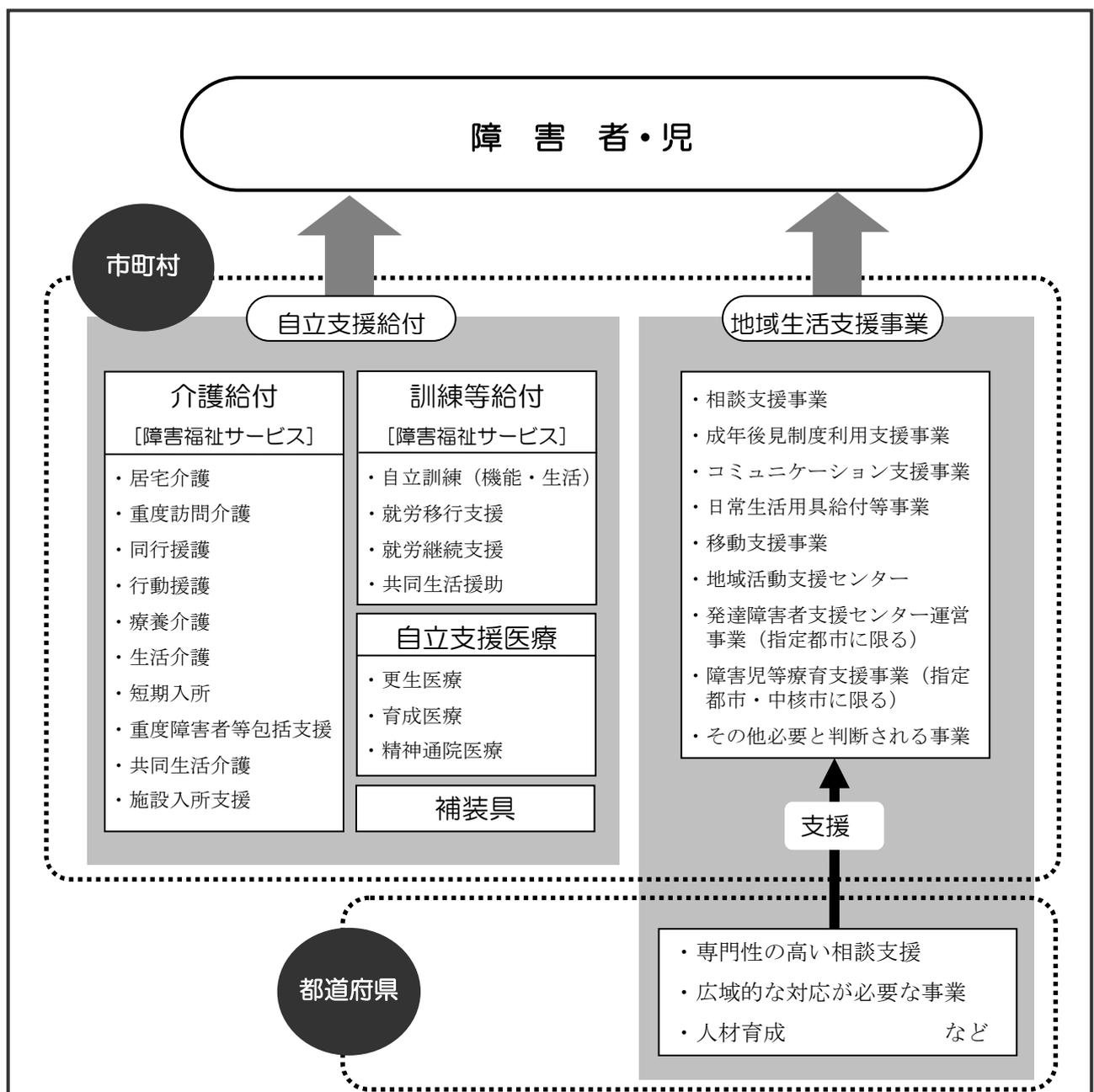
▼地域生活支援事業の見込み量（1ヶ月当たり）

事業名		単位	見込み量		
			H24	H25	H26
相談支援事業	①障害者相談支援事業 基幹相談支援センター	か所 設置の有無	1	1	1
	②市町村相談支援事業機能強化事業	実施の有無	有	有	有
	③住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		人			
コミュニケーション支援事業		人	2	2	2
日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支援用具	件/年	5	5	5
	②自立生活支援用具	件/年	7	7	7
	③在宅療育等支援用具	件/年	5	5	5
	④情報・意思疎通支援用具	件/年	7	7	7
	⑤排せつ管理支援用具	件/年	670	690	710
	⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	2	2	2
移動支援事業		人	4	5	5
		時間	100	110	110
地域活動支援センター		自市町村分			
		他市町村分			
日中一時支援事業		か所	28	30	32
		人	45	45	45
更生訓練費給付事業		人	0	0	0
訪問入浴サービス事業		人	2	3	3
スポーツ大会の開催		回	1	1	1
自動車運転免許・改造助成事業		人	1	1	1

第4節 障害福祉サービスの内容

- 障害福祉サービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」からなります。
- 「自立支援給付」は、介護給付、訓練等給付、補装具、自立支援医療によって構成されます。介護給付と訓練等給付により提供される各種サービスは、障害福祉サービスと呼ばれます。
- 「地域生活支援事業」は、市により利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

■自立支援給付及び地域生活支援事業について



1 介護給付（介護が必要な方へのサービス）

- 介護給付とは、介護が必要な方に提供するサービスです。
- 介護給付のサービスを受けるためには、全国共通の一次判定、市の審査会で二次判定を行った上で、どの位サービスが必要かを決定します。障害程度区分は、1～6までの6区分です。
- 提供サービスは、①自宅で生活する人へのサービス（訪問系サービス）、②入所施設や事業所などに通所して受けるサービス（日中活動系サービス）、③夜間の介護や居住の場を提供するサービス（居住系サービス）があります。

▼障害福祉サービス-介護給付の一覧

給付区分	サービス区分	サービス名
1 介護給付	◆訪問系サービス◆	(1) 居宅介護
		(2) 重度訪問介護
		(3) 同行援護
		(4) 行動援護
		(5) 重度障害者等包括支援
	◆日中活動系サービス◆	(6) 生活介護
		(7) 療養介護
		(8) 短期入所
	◆居住系サービス◆	(10) 共同生活介護（ケアホーム）
		(11) 施設入所支援

◆訪問系サービス◆

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

○障がいのある人の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。

【対象者】障がいのある人（障害程度区分1以上）。

▼居宅介護の利用実績

事業者	住所
さんわ指定居宅支援事業所	茨城県古河市尾崎3920-14
セントケア水海道	茨城県常総市水海道橋本町3127-1 石黒貸事務所1F
藤代訪問介護サービス	茨城県取手市宮和田298
アネシス障害者居宅介護事業所	茨城県守谷市薬師台2-16-3
ヘルパーステーションいなの里	茨城県つくばみらい市長渡呂新田840-2
訪問介護事業所菜の花	茨城県つくばみらい市上平柳63-2
ケアワーカーズあずさ	茨城県つくばみらい市古川840

(平成23年4月～平成23年10月に実績あり)

(2) 重度訪問介護

○障がいのある人の自宅において、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。

【対象者】重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人（障害程度区分4以上）。

(3) 同行援護

○視覚障がいのある人の移動時及び外出先における必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）や援護、排せつ・食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助を行います。

【対象者】視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人（支給対象者を特定するための評価指標に基づく）。

(4) 行動援護

○障がいのある人が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。

【対象者】知的障がいや精神障がいによって、行動上著しく困難のある人で、常に介護を必要とする人（障害程度区分3以上）。

(5) 重度障害者等包括支援

○常に介護を必要とする重度の障がいのある人に、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。

【対象者】常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高く（障害程度区分6）、以下のいずれかに該当する人。①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がいのある人で、気管切開を伴う人口呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がいのある人・最重度の知的障がいのある人。
②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がいのある人。

◆日中活動系サービス◆

(6) 生活介護

○福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。

【対象者】常に介護を必要とする人で、以下のいずれかに該当する人。

①49歳以下の場合は、障害程度区分3以上（施設入所は区分4以上）。

②50歳以上の場合は、障害程度区分2以上（施設入所は区分3以上）。

▼生活介護の利用実績

事業者	住所
茨城県立あすなろの郷	茨城県水戸市杉崎町1460
第二若葉園	茨城県水戸市上国井町字寺畑前3116-47
身体障害者療護施設 さくら苑	茨城県土浦市神立町字前原443-4
尚恵厚生園	茨城県土浦市神立町1791
青嵐荘 蔭のとう舎	茨城県古河市尾崎5708
青嵐荘つくし園	茨城県古河市尾崎323
大雅荘	茨城県石岡市三村2595-2
かしわ学園	茨城県常総市坂手町1231-3
常総ふれあいの杜	茨城県常総市大生郷町1880
リバティ若栗	茨城県高萩市若栗125-1
はまなす荘	茨城県北茨城市関本町福田1873-1
愛の里	茨城県笠間市大橋一丁田12
ポニーの家	茨城県取手市高須2148
めふきの苑	茨城県坂東市長谷3134
ラ・フィーネつくば根	茨城県つくば市小和田476-1
みもり園	茨城県つくば市水守859-4
つくば総合福祉センター	茨城県つくば市水守1189-5
鹿島更生園援護寮	茨城県鹿嶋市平井1129-10
鹿島育成園	茨城県潮来市大賀438-4
さくら荘	茨城県守谷市大木129-2

(続き)

事業者	住所
なるみ園	茨城県那珂市飯田2529-1
しらうめ荘	茨城県かすみがうら市中志筑2409-1
虹の里	茨城県稲敷郡美浦村受領957
あじさい寮	茨城県結城郡八千代町平塚4799-1
生活介護 響	茨城県北相馬郡利根町横須賀153-3
桃香園	茨城県桜川市大国玉2513-10
真壁授産学園	茨城県桜川市真壁町亀熊1464-1
真壁厚生学園	茨城県桜川市真壁町亀熊852
いなの里	茨城県つくばみらい市長渡呂新田840-2
知的入所更正施設めぐみ園	埼玉県さいたま市緑区三室1431

(平成23年4月～平成23年10月に実績あり)

■利用実績のある近隣のサービス提供事業者（生活介護）



(7) 療養介護

○医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

【対象者】医療が必要で、常に介護を必要とする人で、以下のいずれかに該当する人。

①気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人（障害程度区分6）。

②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者（障害程度区分5以上）。

(8) 短期入所（ショートステイ）

○障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援を行います。

【対象者】居宅で介護を行う人が病気などで介護ができないため、短期間の入所を必要とする人。

▼短期入所の利用実績

事業者	住所
芳香会病院 青嵐荘療育園	茨城県古河市上大野698
青嵐荘つくし園	茨城県古河市尾崎323
光風荘	茨城県石岡市谷向町13-23
かしわ学園	茨城県常総市坂手町1231-3
常総ふれあいの杜	茨城県常総市大生郷町1880
さくら荘	茨城県守谷市大木129-2
独立行政法人 国立病院機構 茨城東病院	茨城県那珂郡東海村照沼825
虹の里	茨城県稲敷郡美浦村受領957
生活介護 響	茨城県北相馬郡利根町横須賀153-3
紫峰厚生園	茨城県桜川市真壁町下谷貝1595-2

（平成23年4月～平成23年10月に実績あり）

◆居住系サービス◆

(9) 共同生活介護（ケアホーム）

○夜間や休日に、家事などの日常生活上の支援、食事や入浴、排せつ等の介護、日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。

【対象者】生活介護や就労継続支援などの日中活動系サービスを利用している知的障がい・精神障がいのある人で、地域で自立した日常生活を営む上で、介護や日常生活上の支援を必要とする障害程度区分2以上の人。

▼共同生活介護の利用実績

事業者	住所
グループホームふきのとう	茨城県古河市上大野2290-1
渡辺福祉サポートセンター	茨城県笠間市鯉淵6522-4
ケアホーム夢未来	茨城県取手市桜が丘4-1391-76
慈光ホーム	茨城県坂東市生子1626-3
つくばライフサポートセンター	茨城県つくば市上郷7563-67
みもりの杜	茨城県つくば市水守1100
かすみ	茨城県稲敷郡阿見町阿見1995-1
グループホーム ボランペの家	茨城県つくばみらい市板橋2184-7

(平成23年4月～平成23年10月に実績あり)

(10) 施設入所支援

○夜間に介護が必要な人や、自宅から通所して自立訓練、就労移行支援を利用することが難しい人に、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

【対象者】①生活介護利用者のうち、障害程度区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上）。
②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人。

▼施設入所支援の利用実績

事業者	住所
茨城県立あすなろの郷	茨城県水戸市杉崎町1460
第二若葉園	茨城県水戸市上国井町字寺畑前3116-47
身体障害者療護施設 さくら苑	茨城県土浦市神立町字前原443-4
尚恵厚生園	茨城県土浦市神立町1791
青嵐荘 蔭のとう舎	茨城県古河市尾崎5708
青嵐荘つくし園	茨城県古河市尾崎323
大雅荘	茨城県石岡市三村2595-2
はーとふる・ビレッジ	茨城県石岡市三村2595-1
かしわ学園	茨城県常総市坂手町1231-3
常総ふれあいの杜	茨城県常総市大生郷町1880
リバティ若栗	茨城県高萩市若栗125-1
はまなす荘	茨城県北茨城市関本町福田1873-1
愛の里	茨城県笠間市大橋一丁田12
めふきの苑	茨城県坂東市長谷3134
ラ・フィーネつくば根	茨城県つくば市小和田476-1
みもり園	茨城県つくば市水守859-4
鹿島更生園援護寮	茨城県鹿嶋市平井1129-10
鹿島育成園	茨城県潮来市大賀438-4
さくら荘	茨城県守谷市大木129-2
なるみ園	茨城県那珂市飯田2529-1
しらうめ荘	茨城県かすみがうら市中志筑2409-1
しらゆり荘	茨城県かすみがうら市中志筑2409-1
虹の里	茨城県稲敷郡美浦村受領957
あじさい寮	茨城県結城郡八千代町平塚4799-1
桃香園	茨城県桜川市大国玉2513-10
真壁授産学園	茨城県桜川市真壁町亀熊1464-1
真壁厚生学園	茨城県桜川市真壁町亀熊852
国立身体障害者リハビリテーションセンター	埼玉県所沢市並木4丁目1
知的入所更正施設めぐみ園	埼玉県さいたま市緑区三室1431

(平成23年4月～平成23年10月に実績あり)

2 訓練等給付（訓練が必要な方へのサービス）

- 訓練等給付とは、生活や就労をするために訓練が必要な方に提供するサービスです。
- 訓練等給付のサービスを受けるためには、全国共通の一次判定を行った後、どのようなサービスを受けるかを決定します。
- サービスは、①入所施設や事業所などに通所して受けるサービス（**日中活動系サービス**）、②夜間の居住の場を提供するサービス（**居住系サービス**）があります。

▼障害福祉サービス（訓練等給付）の一覧

給付区分	サービス区分	サービス名
2 訓練等給付	◆日中活動系サービス◆	(1) 自立訓練（機能訓練）
		(2) 自立訓練（生活訓練）
		(3) 就労移行支援
		(4) 就労継続支援（A型）
		(5) 就労継続支援（B型）
	◆居住系サービス◆	(6) 共同生活援助（グループホーム）

◆日中活動系サービス◆

(1) 自立訓練（機能訓練）

○地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います（利用者ごとに18ヶ月以内の利用期間が設定されます）。

【対象者】①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人。

②盲・ろう・特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人。

(2) 自立訓練（生活訓練）

○地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います（利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は36ヶ月以内の利用期間が設定されます）。

【対象者】①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人。

②特別支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人。

▼自立訓練(生活訓練)の利用実績

事業者	住所
ポニーの家	茨城県取手市高須2148
みのるの郷	茨城県牛久市さくら台1-76-3
みもり園	茨城県つくば市水守859-4
つくばライフサポートセンター	茨城県つくば市上郷7563-67
ケアステーション・モリヤ	茨城県守谷市松前台3丁目15-1
ケアステーション・コナン	茨城県稲敷郡美浦村木原渡戸626-2
あっとほーむモア	茨城県つくばみらい市鬼長390

(平成23年4月～平成23年10月に実績あり)

■利用実績のある近隣のサービス提供事業者(自立訓練(生活訓練))



(3) 就労移行支援

○一般企業などへの移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います（利用者ごとに24ヶ月以内の利用期間が設定されます）。

【対象者】一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人。

▼就労移行支援の利用実績

事業者	住所
グループホームはなまる	茨城県土浦市小松1丁目22-27
ひまわり学園水海道	茨城県常総市水海道森下町4529-1
障害者日中活動支援センター	茨城県笠間市鯉淵6342-5
しずかの創造苑	茨城県坂東市神田山2208
みのるの郷	茨城県牛久市さくら台1-76-3
つくばライフサポートセンター	茨城県つくば市上郷7563-67
筑波エコ学園	茨城県つくば市高見原2-8-12
ひまわり学園	茨城県つくば市上横場2236-1
ごきげんファーム	茨城県つくば市吉瀬1085-3
はまぎくの会	茨城県ひたちなか市柳沢2831
ケアステーション・モリヤ	茨城県守谷市松前台3丁目15-1
白山成年館	茨城県筑西市茂田1735-1
AMI福祉工場	茨城県稲敷郡阿見町福田84-3

（平成23年4月～平成23年10月に実績あり）

▼就労移行支援(養成施設)の利用実績

事業者	住所
国立身体障害者リハビリテーションセンター	埼玉県所沢市並木4丁目1

（平成23年4月～平成23年10月に実績あり）

(4) 就労継続支援 (A型)

○通常の事業所に雇用されることが困難な人に、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行います。

【対象者】 就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人で(利用開始時に65歳未満)以下のいずれかに該当する人。

- ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人。
- ②盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人。
- ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人。

▼就労継続支援(A型)の利用実績

事業者	住所
ハッピーストリート	千葉県我孫子市我孫子4-16-23

(平成23年4月～平成23年10月に実績あり)

(5) 就労継続支援 (B型)

○通常の事業所に雇用されることが困難な人で、年齢や心身の状態などの事情から、今後も通常の事業所に就業することが難しい人に、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行います。

【対象者】 就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人で、以下のいずれかに該当する人。

- ①企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人。
- ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった人。
- ③50歳に達している人。
- ④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された人。

▼就労継続支援(B型)の利用実績

事業者	住所
多機能型障害福祉サービス事業ミントの家	茨城県龍ケ崎市根町3321-14
花農場	茨城県龍ケ崎市川原代町2422-11
障害者日中活動支援センター	茨城県笠間市鯉淵6342-5
PLSスマイルクラブ ほほえみ	茨城県取手市小文間3717
k o k o r o	茨城県牛久市中央5丁目20-3 張替ビル2F
就労・生活支援センター ほっとピア工房	茨城県牛久市女化町859-3 牛久市総合福祉センター内
どリーむ工房	茨城県つくば市花島新田7-3みどりのA-79街区79画地
ひまわり学園	茨城県つくば市上横場2236-1
ごきげんファーム	茨城県つくば市吉瀬1085-3
しらゆり荘	茨城県かすみがうら市中志筑2409-1
AMI福祉工場	茨城県稲敷郡阿見町福田84-3
ともだち村	茨城県つくばみらい市板橋2184-3
わたの実	千葉県柏市今谷上町45-18 サクラハイツS

(平成23年4月～平成23年10月に実績あり)

▼旧知的障害者更生施設支援(入所)の利用実績

事業者	住所
リバティ若栗	茨城県高萩市若栗125-1
鹿島育成園	茨城県潮来市大賀438-4
あけぼの荘	茨城県小美玉市上玉里44-2

(平成23年4月～平成23年10月に実績あり)

■つくばみらい市周辺の就労系サービス提供事業者



No.	事業者	就労移行	就労継続 A 型	就労継続 B 型
1	ともだち村			◎
2	ソーシャルファーム		◎	
3	ケアステーション・モリヤ	◎		
4	和耕学園			◎
5	ひまわり学園 水海道	◎	◎	◎
6	ひまわり学園	◎		◎
7	ドリーム工房			◎
8	つくばライフサポートセンター	◎		
9	さくら学園	◎		◎
10	ぼらんわーくす			◎
11	ごきげんファーム	◎		◎
12	つくばエコー学園	◎		◎
13	希望の峰	◎		◎
14	Kokoro			◎
15	みのるの郷	◎		◎
16	花農場			◎
17	ポニーの家	◎		◎
18	PLS スマイルクラブほほえみ			◎

◆居住系サービス◆

(6) 共同生活援助（グループホーム）

○主に夜間において、家事等の日常生活上の支援や相談を行います。
また、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。

【対象者】 就労または就労継続支援等の日中活動の場を利用している知的障がい・精神障がいのある人で、地域で自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な人。

▼共同生活援助の利用実績

事業者	住所
グループホームはなまる	茨城県土浦市小松1-21-5
しろがね苑	茨城県石岡市鹿の子4-13-37
グループホーム まつの木	茨城県常総市内守谷町3721-2
渡辺福祉サポートセンター	茨城県笠間市鯉淵6522番地4
はまぎくの会	茨城県ひたちなか市部田野3706-1
ケアホームあんずの里	茨城県筑西市茂田1745-26
グループホーム ボランペの家	茨城県つくばみらい市板橋2823-12

(平成23年4月～平成23年10月に実績あり)

3 相談支援（サービス利用計画の作成）

（1）計画相談支援

○障がいのある人がサービスを適切に利用することで自立した生活が営めるよう、「サービス利用計画」を作成し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。

【対象者】障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がいのある人。

（2）地域相談支援（地域移行支援）

○長期入院している人などが、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

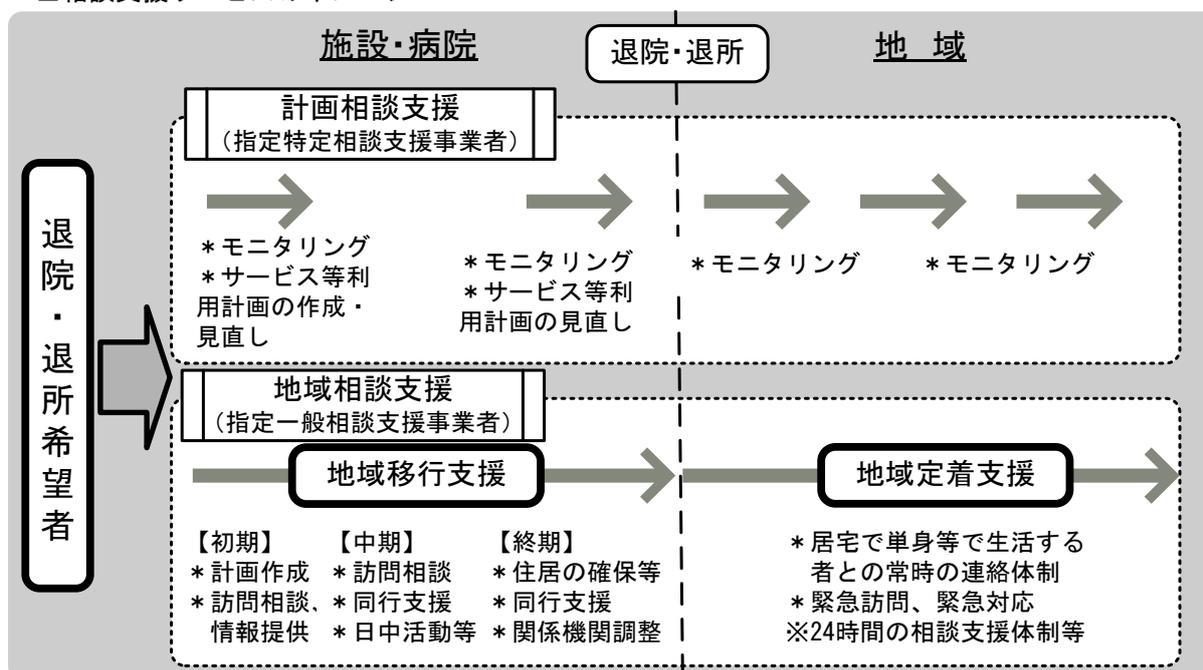
【対象者】障害者支援施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に入院している精神障がいのある人。

（3）地域相談支援（地域定着支援）

○居宅において、ひとり暮らしや家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない人などに対して、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問、緊急対応等を行います。

【対象者】施設・病院からの退所・退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人。

■相談支援サービスのイメージ



第5節 地域生活支援事業の内容

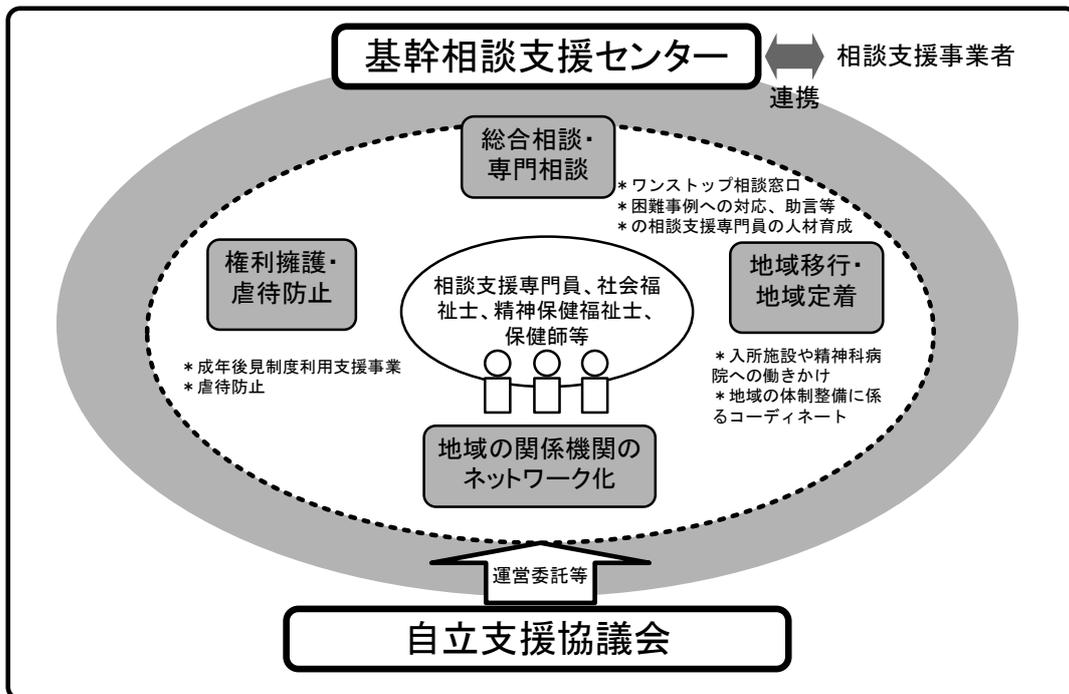
1 相談支援事業

(1) 障害者相談支援事業

○障がいのある人や家族を対象とする相談事業を実施し、地域における生活を総合的にサポートします。

※自立支援協議会や相談支援事業者などと連携し、障がいのある人の相談に対して総合的に対応できるよう「基幹相談支援センター」を設置することが望まれています。基幹相談支援センターの機能は、以下のようになっています。

■基幹相談支援センターの機能のイメージ



(2) 市町村相談支援機能強化事業

○特に必要と認められる能力を有する専門的職員の確保に努め、市の窓口での相談支援機能の強化を図ります。

(3) 住宅入居等支援事業

○公営住宅や民間の賃貸住宅に入居が困難な方に対して、入居への支援や家主等への相談・助言などを行います。

2 成年後見制度利用支援事業

○成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）の支払いが困難な人については、後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

3 コミュニケーション支援事業

○病院、学校での各種相談等を受ける場合に、円滑なコミュニケーションが行われるよう、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。実施にあたっては県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」に委託します。

4 日常生活用具給付事業

○障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具等を給付します。

▼日常生活用具の種類と内容

用具の種類	主な内容・対象者など
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いるいすなどを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障がいのある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、障がいのある人の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具	障がいのある人の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

5 移動支援事業

- 屋外での移動が困難な人を対象にガイドヘルパーを派遣し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。
- 実施にあたっては、社会福祉協議会や移動介護（ガイドヘルプサービス）を実施しているサービス事業所に委託します。
- 市の巡回バス（コミュニティバス「みらい号」）を運行し、障がいのある方、高齢者等の移動手段の確保に努めています。

6 地域活動支援センター

- 地域で生活する人の日中活動の場として、地域活動支援センターを開設しています。
- 利用者の状況に応じて、創作的活動や生産活動の機会の提供、日常生活の支援や相談への対応、地域の関係機関・団体との連携による各種の交流活動への参加支援などの支援事業を展開します。

7 その他の事業

(1) 日中一時支援事業

- 障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。

(2) 更生訓練費給付費事業

- 身体障害者更生援護施設に入所している人に、実習や訓練に必要な費用を支給し、社会復帰の促進を図ります。

(3) 訪問入浴サービス事業

- 入浴することが難しい重度の身体障がいのある人がいる家庭に入浴車を派遣します。

(4) 社会参加促進事業

- スポーツや芸術文化活動などを行うことで、障がいのある人の社会参加を促進します。
- 自動車運転免許取得や就労など社会参加をするために使用する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセル等を改造する必要がある場合、その費用を助成します。

第6節 サービス見込量を確保するための方策

1 自立支援給付の確保方策

(1) 訪問系サービス（介護給付）

- 施設入所者の地域移行や退院可能な精神障がい者の退院により、グループホームや単身で生活を始める人が増加することで、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）の需要が増えることが予想されます。地域生活が円滑にできるように、障がいの種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、障がいの特性を理解したホームヘルパーの養成を事業所に働きかけていきます。

(2) 日中活動系サービス（介護給付・訓練等給付）

- 日中活動系サービス（生活介護、療養介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援）については、特に、就労移行支援事業、就労継続支援事業の提供主体を早期に確保し、障がいのある人の就労支援を推進します。また、就労の場の掘り起こしや福祉・労働・教育等の関係機関のネットワークを強化・充実に努めます。
- 短期入所サービスについては、利用者が必要とするときに利用できるよう、近隣のサービス事業所との調整を通じて、受け入れ体制の確保・充実に図ります。
- 障害福祉サービスや相談支援の事業を行う意向のある事業者の把握に努めます。また、事業者に対して広く情報提供等を行うことにより、多様な事業者の参入を促進します。

(3) 居住系サービス（介護給付・訓練等給付）

- グループホーム・ケアホームの設置を希望する事業者等に対しては、情報提供などの設置に向けた支援を行います。
- 啓発活動を通じて、地域における障がいの理解の促進を図ります。

(4) 相談支援

- 相談支援事業者によるサービス提供を図ります。

2 地域生活支援事業の確保方策

(1) 相談支援事業

- 身近なところで相談できる体制を確保するため、福祉・医療・保健部門や、相談支援事業所等と連携し、相談窓口のネットワークを構築します。
- 地域自立支援協議会を活用し、関係機関と連携しながら相談支援体制の充実を図ります。
- 施設や病院から地域移行する人の居住支援について、相談体制づくりを進めます。

(2) 成年後見制度利用支援事業

- 成年後見制度の普及に努めるとともに、相談支援事業所等と連携して対応を進めます。

(3) コミュニケーション支援事業

- 派遣機関と連携して、サービス提供体制を確保します。
- 手話通訳者奉仕員、要約筆記者奉仕員など、コミュニケーションを支援する人材の養成・確保に努めます。

(4) 日常生活用具給付等事業

- 日常生活用具を必要とする人へ情報を提供し、障がいの特性に応じて適切に給付するように努めます。

(5) 移動支援事業

- 移動に支援が必要な人のニーズを的確に把握し、適切にサービスが提供できる体制の確保に努めます。

(6) 地域活動支援センター

- 地域で生活する人に対しては、創作的活動や生産活動の機会の提供などを行う場が必要であることから、提供事業者と連携し、サービス提供体制の確保に努めます。
- 未利用者に対しても情報提供を行い、利用の促進を図るとともに、事業者が継続的に運営できるよう支援に努めます。

(7) その他の事業

- 地域生活支援事業と自立支援給付のサービスは、両輪となって障がいのある人の自立と社会参加を支援していくものです。本市では、今後もニーズを踏まえ、必要なサービスを検討していきます。